

## Ⅲ 子ども・子育て支援事業計画



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本村においても平成26年度に「赤井川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、村内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

また、「平成28年国民生活基礎調査」によると、平成27年時点の日本の子どもの貧困率は13.9%となっており、平成24年の調査と比べると貧困率は低下したものの、およそ7人に1人が相対的貧困の状況のもとで暮らしている状況にあります。

こうした子どもたちの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

「子供の貧困対策に関する大綱」では、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である」との認識のもと、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることの重要性を謳っています。

このような状況の中、「赤井川村子ども・子育て支援事業計画」は令和元年度に終期を迎えることとなるため、制度改革や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映するとともに、子どもの貧困をなくし、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現をめざした取組を総合的に推進するため、「第2期赤井川村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

「第2期赤井川村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条における「子どもの貧困対策についての計画」としても位置付け、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための施策を盛り込むとともに、「赤井川村総合計画」を最上位計画とし、村の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 《策定義務あり》	次世代育成支援市町村行動計画 《努力義務》	子どもの貧困対策についての計画（市町村計画） 《努力義務》
性格特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画</li> <li>○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画</li> <li>○「赤井川村総合計画」及び「赤井川村地域福祉計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの貧困対策に向けた対策を講じるための市町村計画</li> <li>○「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、子どもの未来を応援するための計画</li> </ul>



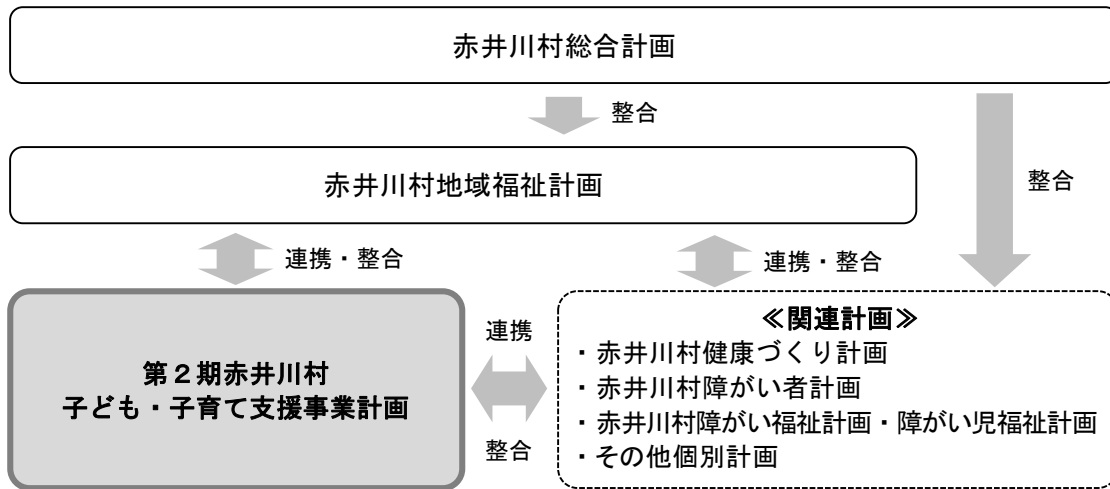
**第2期赤井川村子ども・子育て支援事業計画**

### 3 関連計画との関係

本計画は、「赤井川村総合計画」及び「赤井川村地域福祉」を上位計画とし、赤井川村における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

#### ■他計画との関係（イメージ）



### 4 計画期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度までとします。また、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うことができることとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
赤井川村 子ども・子育て支援事業計画 《平成27年度～令和元年度》									
				見直し	第2期赤井川村 子ども・子育て支援事業計画 《令和2年度～令和6年度》				
					必要に応じて見直し				

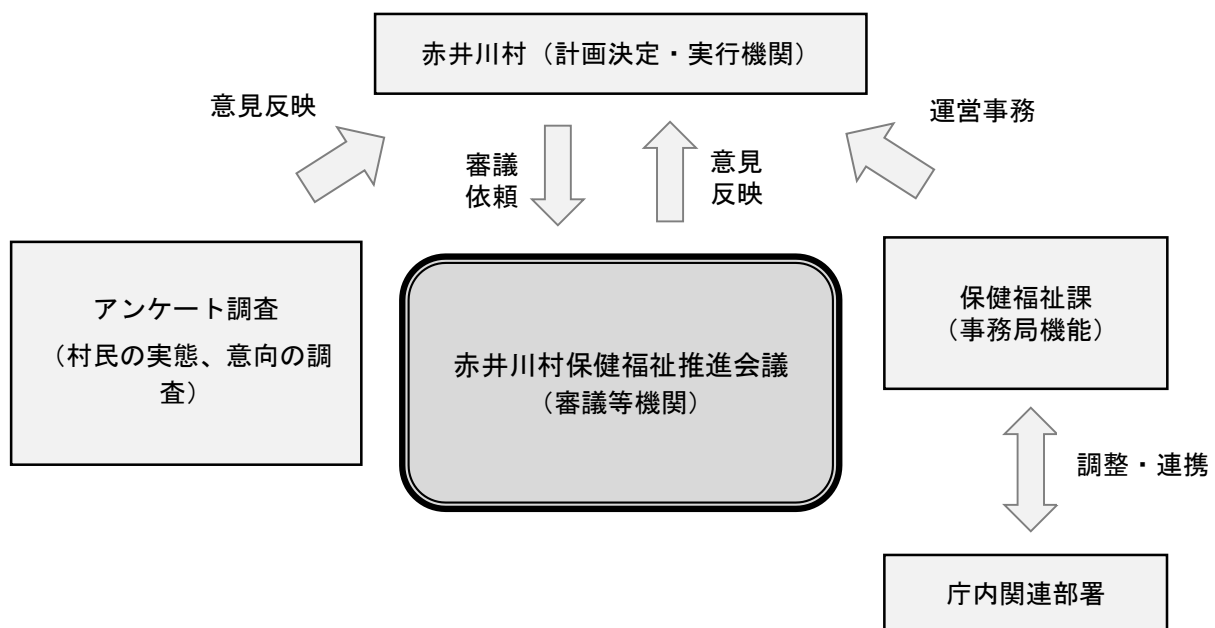
## 5 計画の策定体制

### (1) 赤井川村保健福祉推進会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援の担当部門である赤井川村保健福祉課を中心として、計画の策定を進めるとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、村民の意見を反映させるため、福祉事業に関わる村民や有識者等を委員として赤井川村保健福祉推進会議を設置し、本計画の内容に関して審議を行いました。

#### ■策定体制のイメージ



### (2) 子ども・子育てニーズ調査（アンケート調査）の実施

本村における子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてアンケート調査を実施しました。

### (3) 子どもの生活実態調査（アンケート調査）の実施

本村における子どもの貧困対策の推進にあたり、子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的として本調査を実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を村のホームページなどで公開し、広く村民の方々から意見を募りました。

# 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

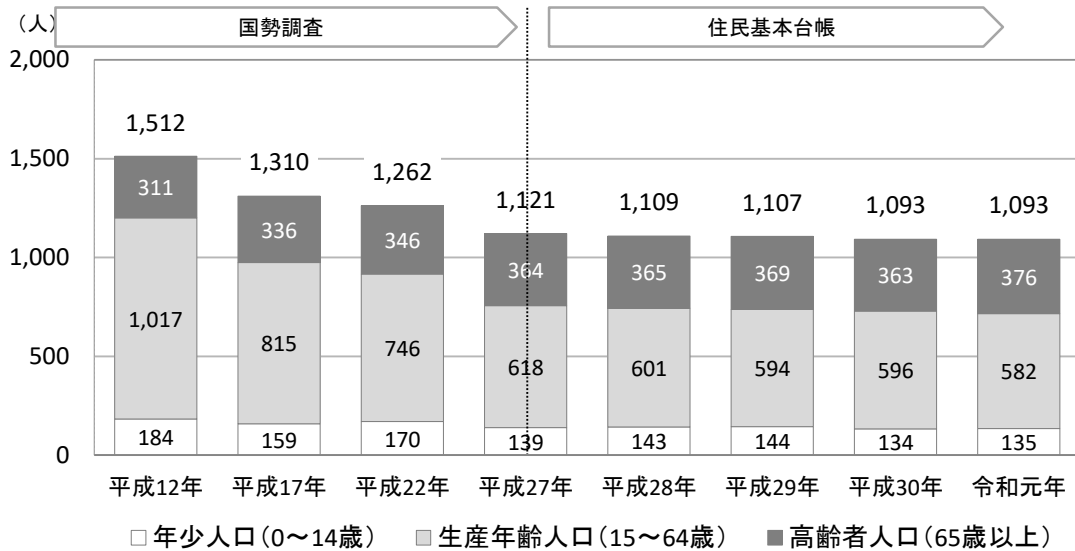
## 1 人口や世帯等の状況

### (1) 総人口の状況

赤井川村の総人口を国勢調査で見ると、平成12年の1,512人から減少が続いており、平成27年には1,121人となっています。住民基本台帳で近年の人口をみると、平成28年以降は横ばいに推移しており、令和元年は1,093人となっています。

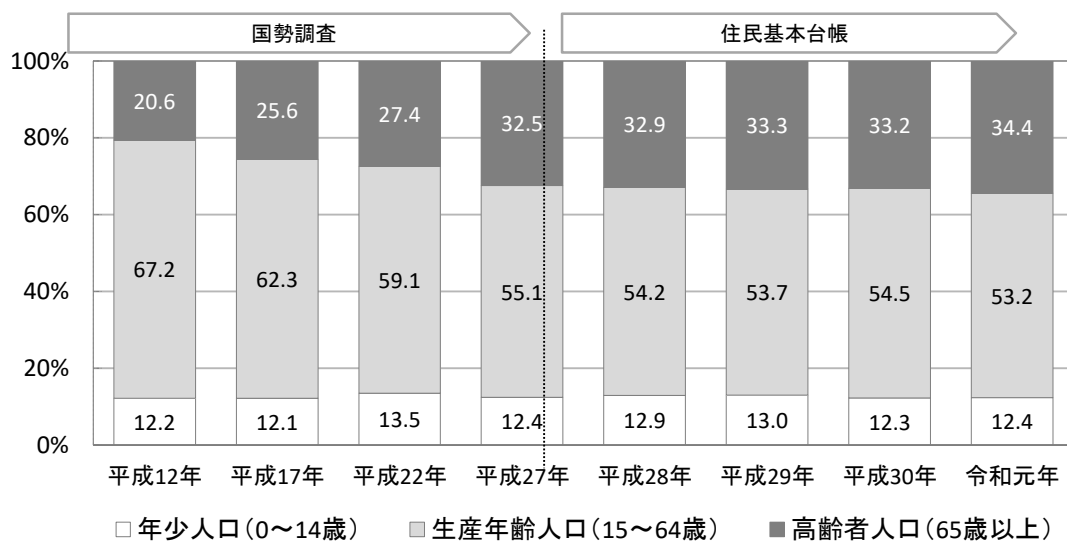
年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は概ね横ばいに推移しています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



[出典]平成27年まで：国勢調査、平成28年以降：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ■年齢3区分別人口割合の推移

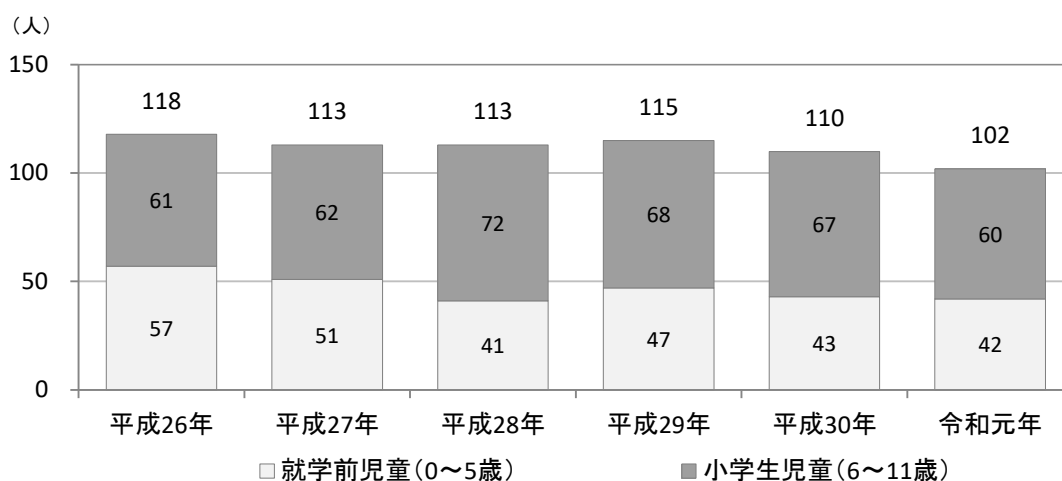


[出典]平成27年まで：国勢調査、平成28年以降：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 児童人口の状況

0～11歳の児童人口は平成29年から減少が続いており、令和元年は就学前児童が42人、小学生児童が60人の合計102人となっています。

### ■児童人口の推移

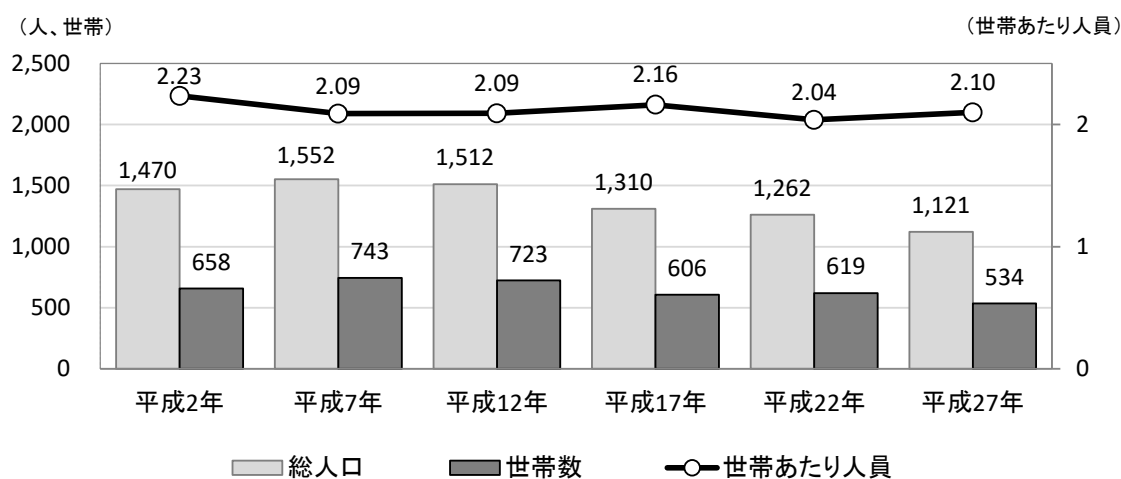


[出典]住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (3) 世帯数の状況

国勢調査による世帯数をみると、総人口と同様に平成7年から減少傾向が続いています。1世帯あたり人員は平成2年が2.23人でしたが、年によってわずかに増減しながら平成27年には2.10人となっています。

### ■総人口と世帯数の推移



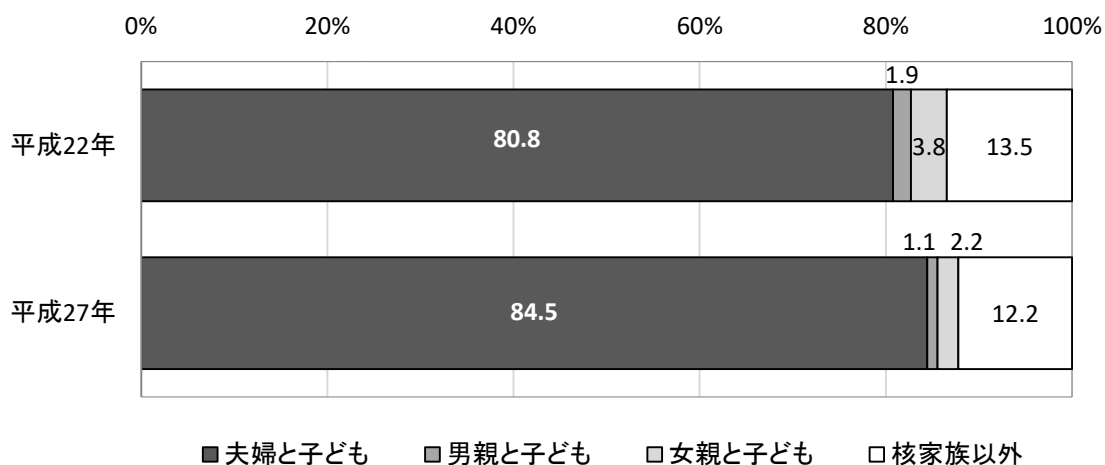
[出典]国勢調査



#### (4) 世帯における家族類型別の割合

国勢調査で18歳未満の児童がいる世帯の家族類型別の割合をみると、平成22年の夫婦と子ども世帯は80.8%でしたが、平成27年は84.5%で3.7ポイント増加しています。

■18歳未満世帯員のいる一般世帯の家族類型割合



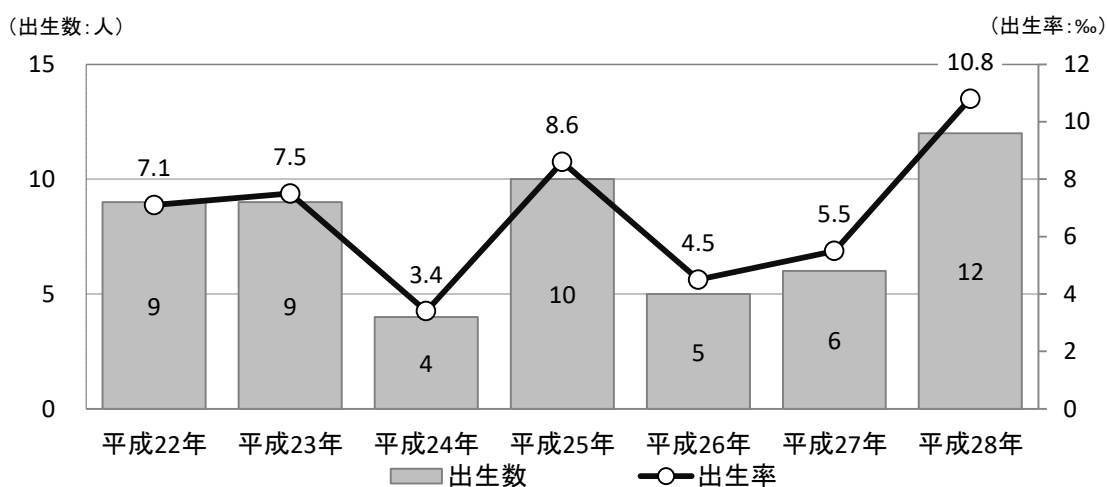
[出典]国勢調査

#### (5) 出生数の状況

北海道保健統計年報で平成22年から平成28年の出生数の推移をみると、年によって増減しており平均すると8人となっています。

出生率（人口千人あたりの出生数、単位は‰（パーミル））も出生数と合わせて上下しており、平成28年は10.8‰となっています。

■出生数と出生率（人口千人）の推移

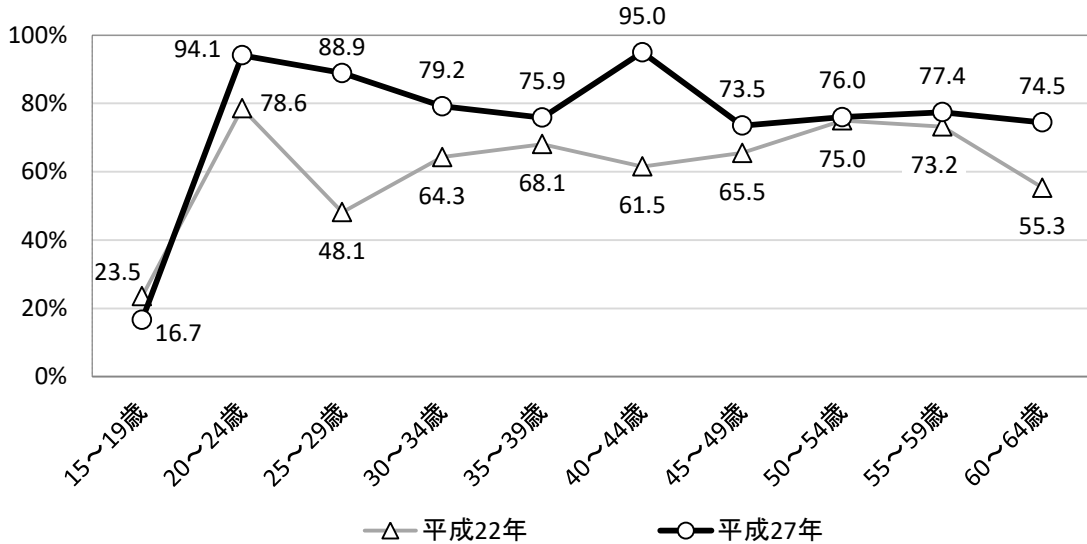


[出典]北海道保健統計年報

## (6) 女性の就業状況

女性の就業率を年齢階級別で見ると、平成22年から平成27年にかけてほとんどの年齢階級で就業率が高くなっており、子育ての中心的世代である25～29歳は88.9%、30～34歳は79.2%と高くなっています。

### ■女性の年齢階級別就業率の推移

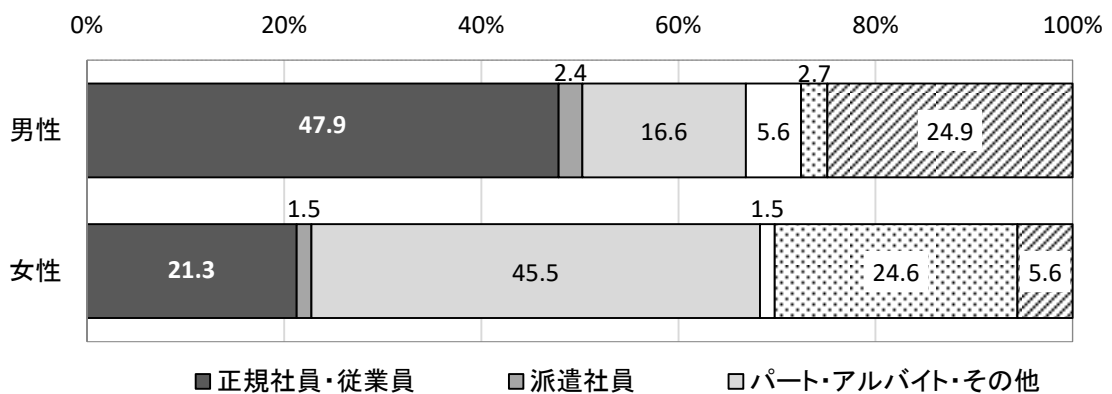


[出典] 国勢調査

## (7) 従業上の地位の状況

平成27年の国勢調査で従業上の地位をみると、女性の正規従業員は21.3%で男性と比べて26.6ポイント低く、パート等は45.5%で男性よりも28.9ポイント高い状況です。

### ■従業上の地位別就業者割合（平成27年）



[出典] 国勢調査

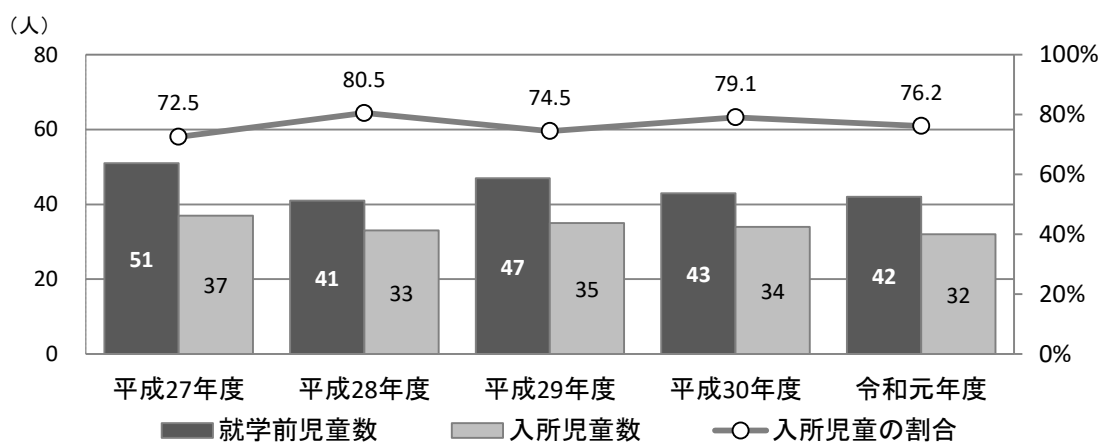
## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 保育施設の状況

本村の保育施設は赤井川へき地保育所と都へき地保育所の2箇所ありましたが、平成28年9月に都へき地保育所を赤井川へき地保育所に統合したため、現在は1箇所で就学前児童の受け入れを行っています。

保育所の入所児童数は概ね減少傾向にあります。就学前児童数に対する入所児童の割合は7割を超えて推移しています。

#### ■保育所入所児童数の推移

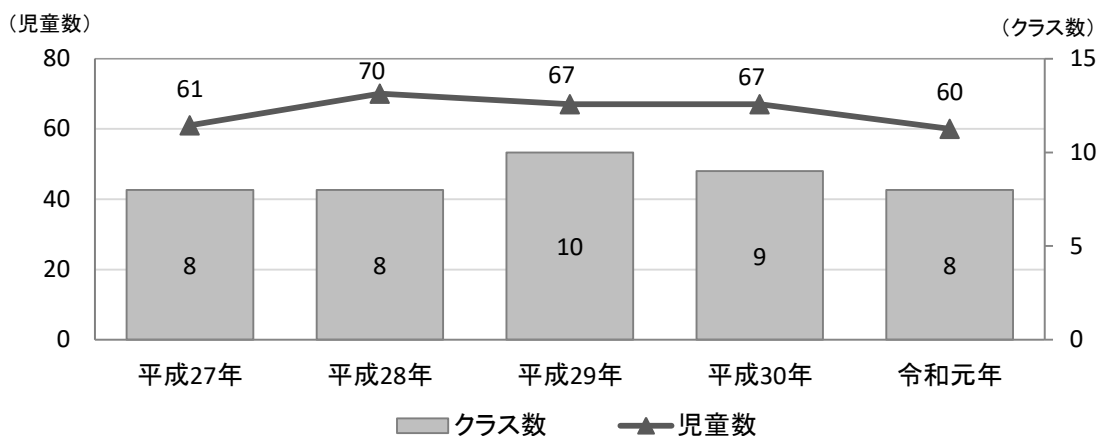


[出典] 就学前児童数：住民基本台帳、入所児童数：赤井川村保健福祉課（各年4月1日現在）

### (2) 小学校の状況

赤井川小学校と都小学校を合計した学級数は特別支援学級の新設や複式学級から単式学級への移行などにより平成29年度まで増加していましたが、令和元年度は8クラスとなっており、児童数は60人となっています。

#### ■学級数及び児童数の推移



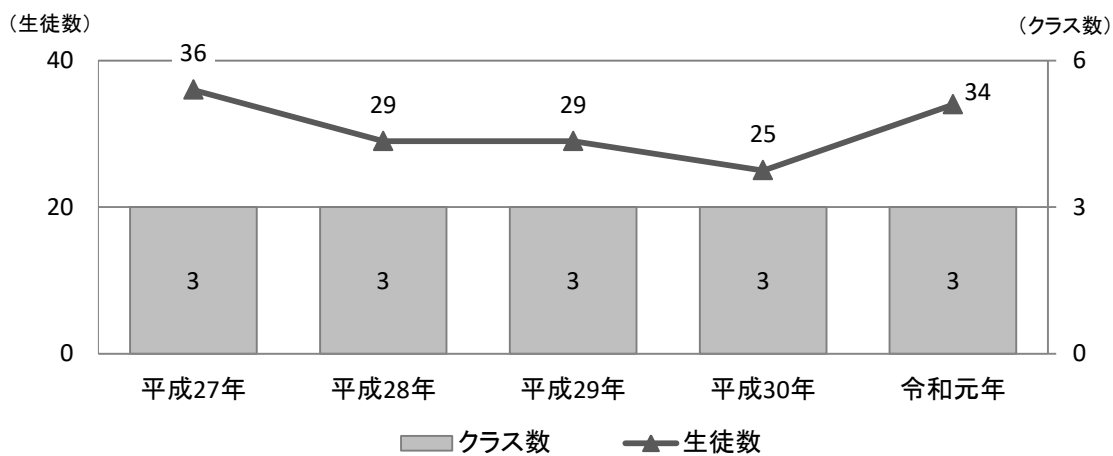
[出典] 学校基本調査（各年5月1日現在）



### (3) 中学校の状況

赤井川中学校の学級数は3クラスを維持していますが、生徒数は平成27年度の36人から減少していましたが、令和元年度は34人に増加しています。

#### ■学級数及び生徒数の推移



[出典]学校基本調査 (各年5月1日現在)

### 3 子ども・子育てニーズ調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）および小学生（6～11歳）の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

#### ■調査の概要

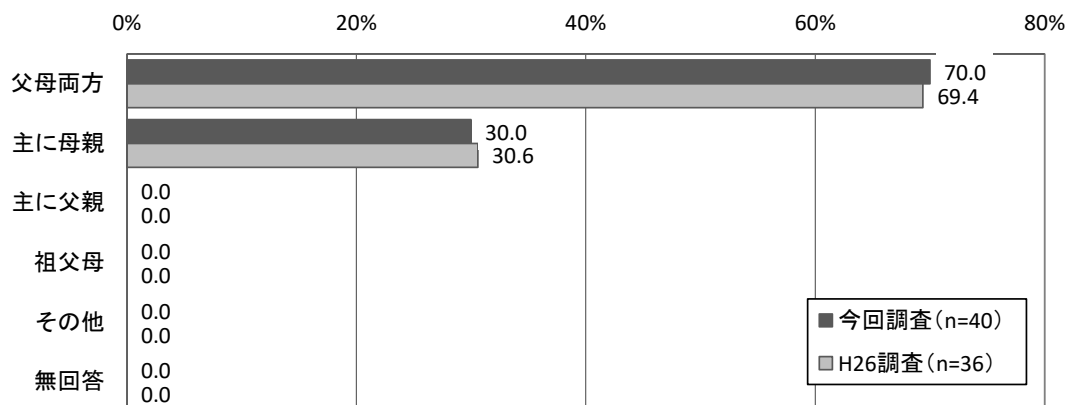
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学前児童および小学生を子育て中の世帯の生活実態や保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。</li><li>・子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。</li></ul>
調査対象	平成30年12月1日現在 赤井川村に在住する就学前児童及び小学性の保護者全員 <ul style="list-style-type: none"><li>・就学前児童の保護者：48人</li><li>・小学生児童の保護者：69人</li></ul>
調査期間	平成30年12月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収

#### ■調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	48	40	0	40	83.3
小学生の 保護者向け	69	55	0	55	79.7
合 計	117	95	0	95	81.2

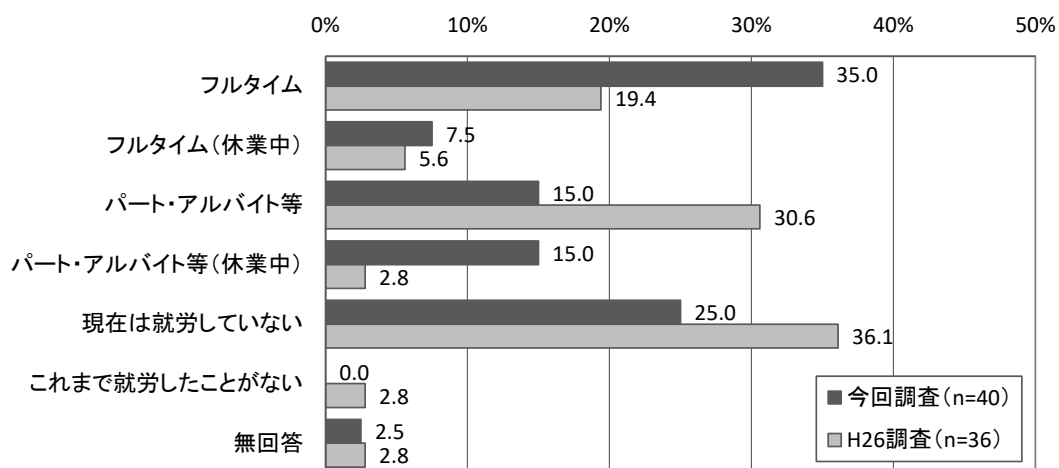
## (1) 子育てを主に行っている人

主に子どもの世話をしている人は、「父母両方」が70.0%、「主に母親」(30.0%)となっており、H26調査と比べても大きな差異はみられません。



## (2) 母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイム」が35.0%で最も多く、次いで「現在は就労していない」が25.0%で続いています。H26調査と比べると、「フルタイム」は15.6ポイント増加し、「パート・アルバイト」は15.6ポイント減少しています。

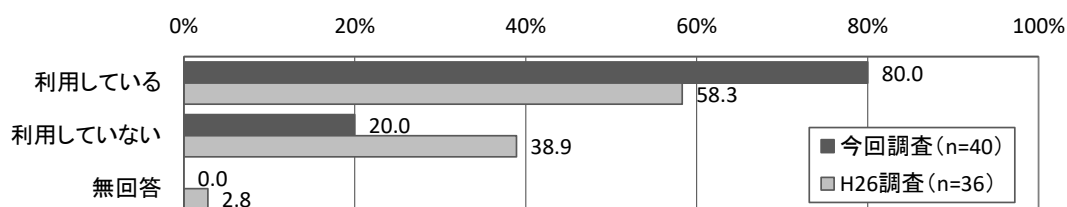


### (3) 現在の教育・保育施設の利用状況

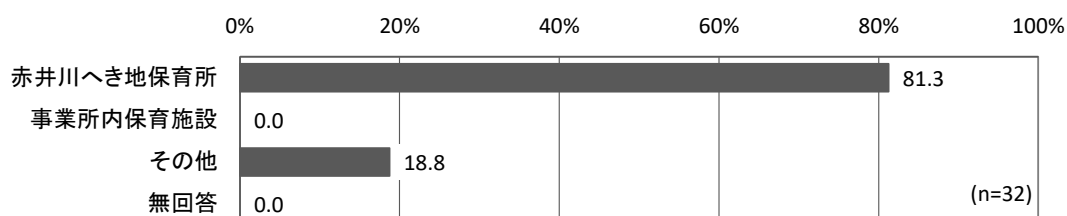
現在、教育・保育事業を「利用している」人は80.0%で、H26調査と比べると21.7ポイント増加しています。

利用している教育・保育事業は、「赤井川へき地保育所」が81.3%を占めています。

《平日の定期的な教育・保育事業の利用有無》

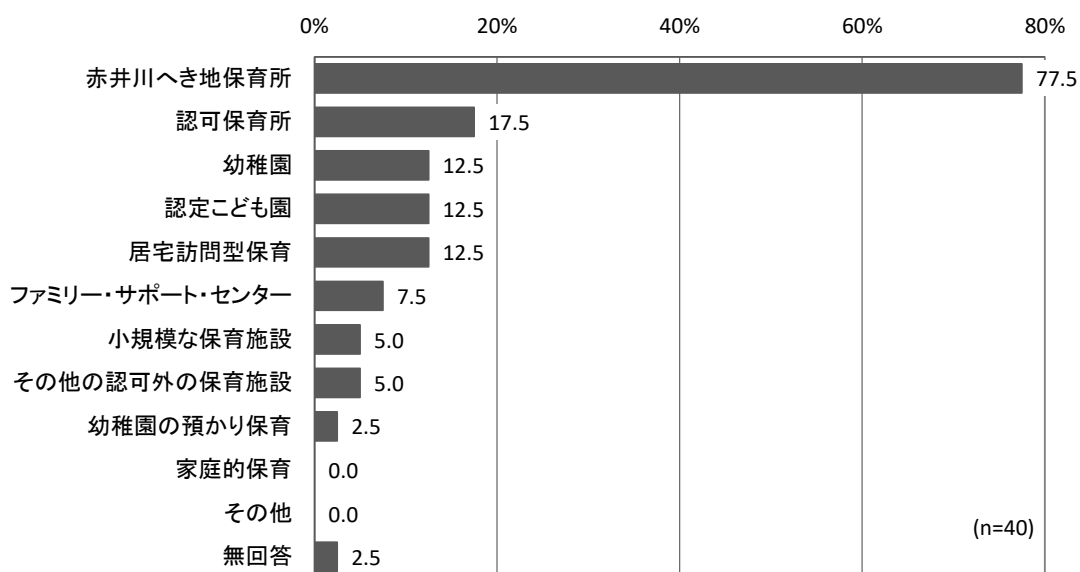


《利用している教育・保育事業の種類（複数回答）》



### (4) 教育・保育施設の利用意向

今後の定期的に利用したい教育・保育事業の種類は「赤井川へき地保育所」が77.5%を占めており、次いで「認可保育所」(17.5%)、「幼稚園」「認定こども園」「居宅訪問型保育」(それぞれ12.5%)で続いています。





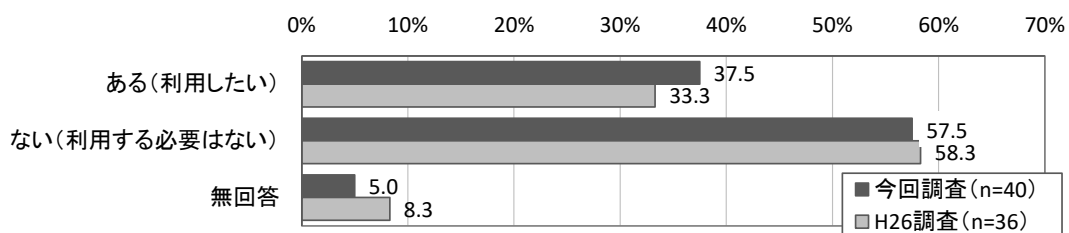


## (5) 一時預かり等の利用意向

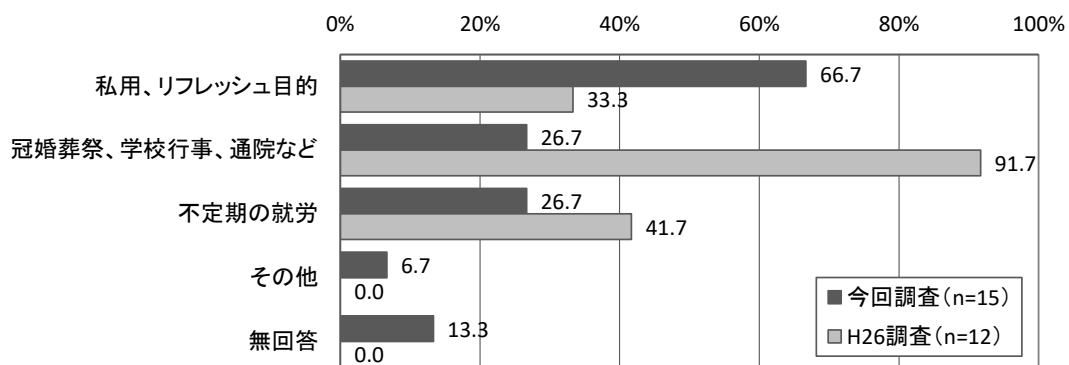
今後、一時預かり等を利用する必要性が「ある(利用したい)」人は37.5%で、H26調査と比べて4.2ポイント増加しています。

一時預かり等を利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」(66.7%)が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、通院など」「不定期の就労」(ともに26.7%)となっています。H26調査と比べると、「私用、リフレッシュ目的」が増加し、「冠婚葬祭、学校行事、通院など」「不定期の就労」が減少しています。

《一時預かり等の必要性》

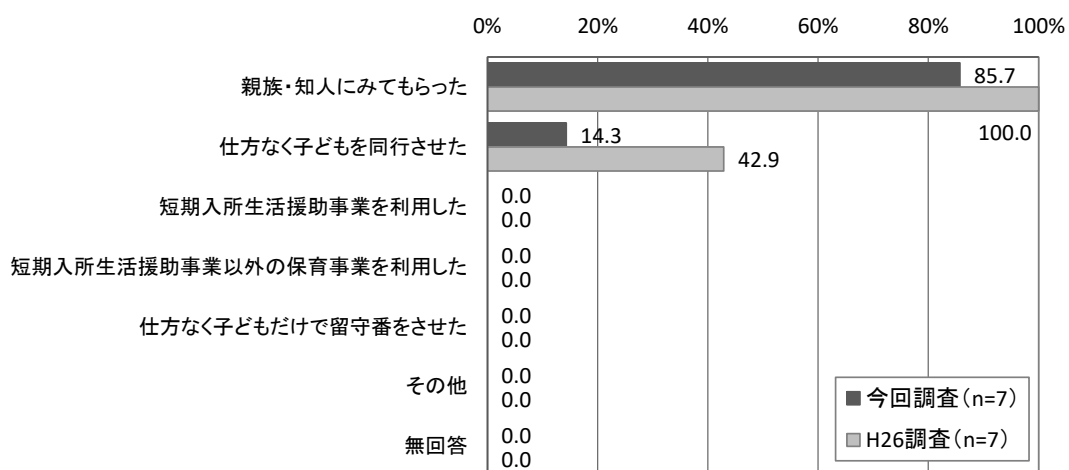


《一時預かり等で利用したい事業》



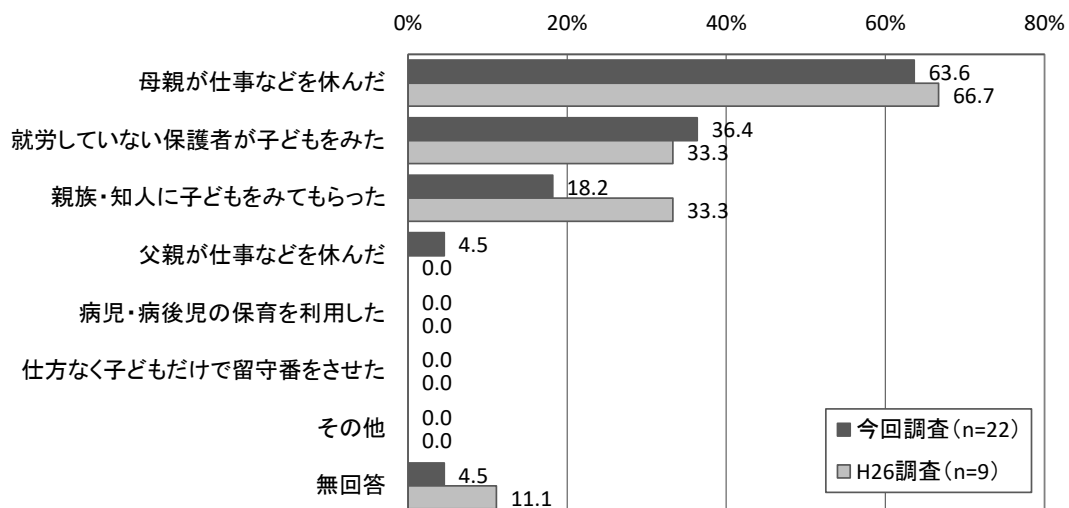
## (6) 子育て短期支援事業の利用状況

子どもを泊まりがけで預けなければいけないことがあった人の対処方法は「親族・知人にみてもらった」が85.7%を占め、次いで「仕方なく子どもを同行させた」(14.3%)となっています。H26調査と比べると、「仕方なく子どもを同行させた」が28.6ポイント減少しています。



## (7) 病児・病後児保育の利用状況

子どもが病気やけがで幼稚園・保育所などを利用できなかったことがあった人の対処方法は、「母親が仕事を休んで子どもをみた」が63.6%で最も多く、次いで「就労していない保護者が子どもをみた」が36.4%となっています。

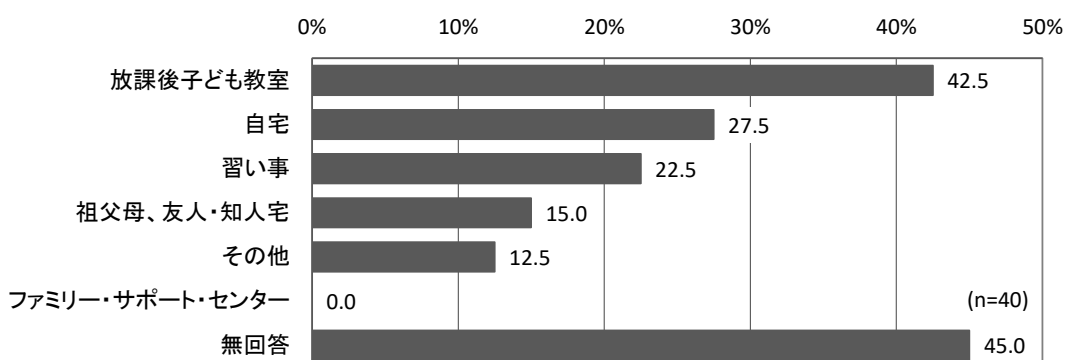


## (8) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

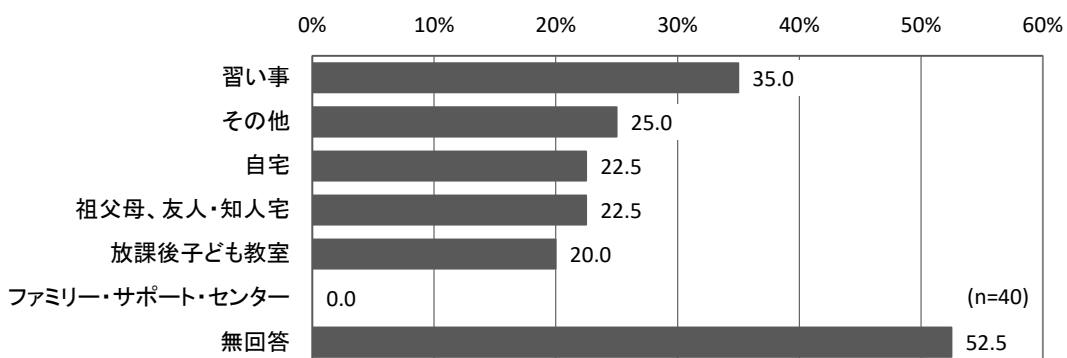
小学校入学予定のお子さんがある保護者に対して、小学校低学年の間、放課後を過ごさせたい場所をたずねたところ、「放課後子ども教室」が42.5%で最も多くなっています。

小学校高学年の間に放課後を過ごさせたい場所は、「習い事」が35.0%で最も多く、次いで「その他」(25.0%)が続いています。また、「放課後子ども教室」は20.0%で5番目に多い回答となっています。

《低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）》

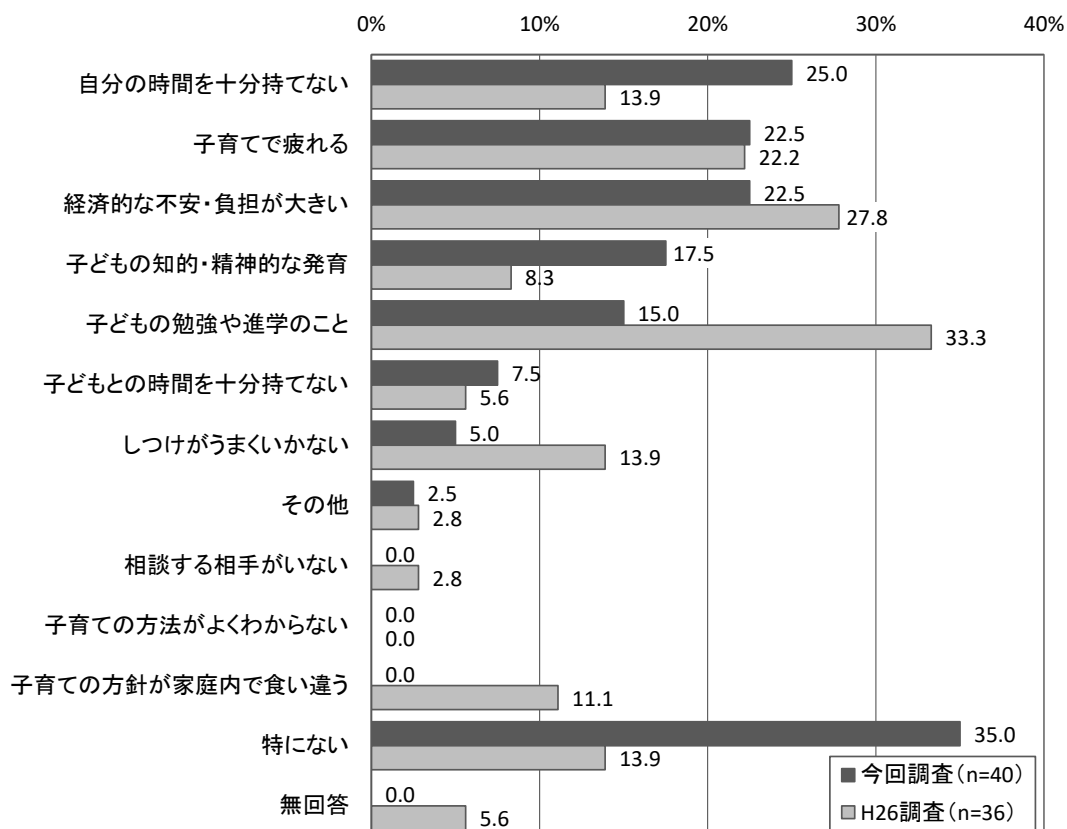


《高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）》



## (9) 子育てに関する悩み（就学前児童の保護者）

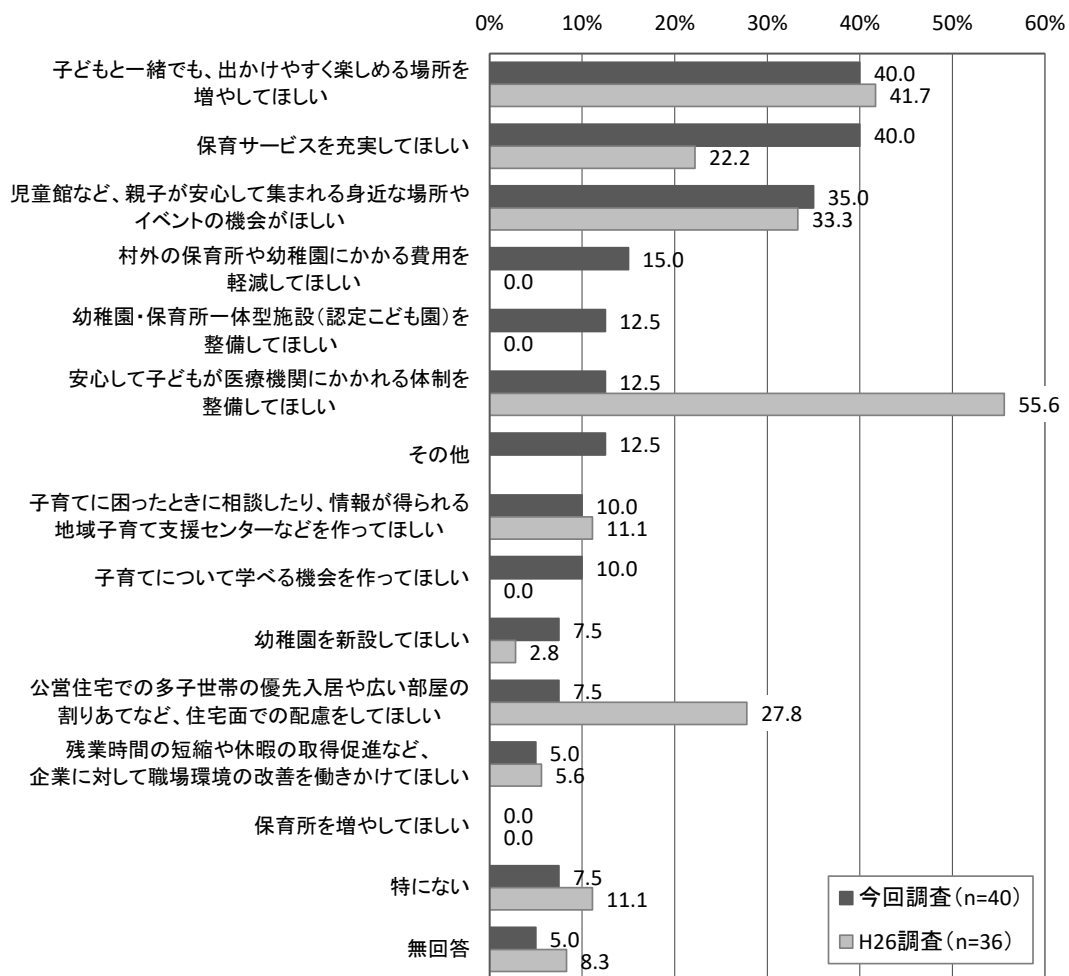
子育て・教育に関する悩みについては、「特にない」が35.0%で最も多くなっていますが、悩みの内容としては「自分の時間を十分持てない」「子育てで疲れる」「経済的な不安・負担が大きい」が上位回答となっています。



## (10) 村の子育て支援について特に期待すること（就学前児童の保護者）

赤井川村の子育て支援について特に期待することは、「子どもと一緒に、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「保育サービスを充実してほしい」（ともに40.0%）、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所やイベントの機会がほしい」（35.0%）が上位回答となっています。

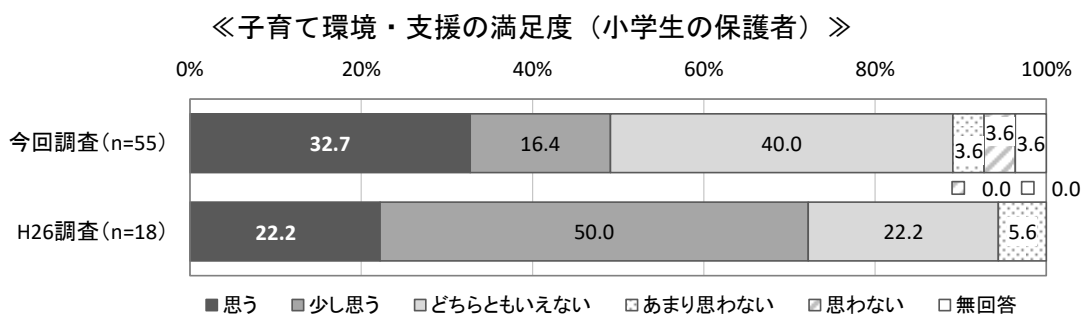
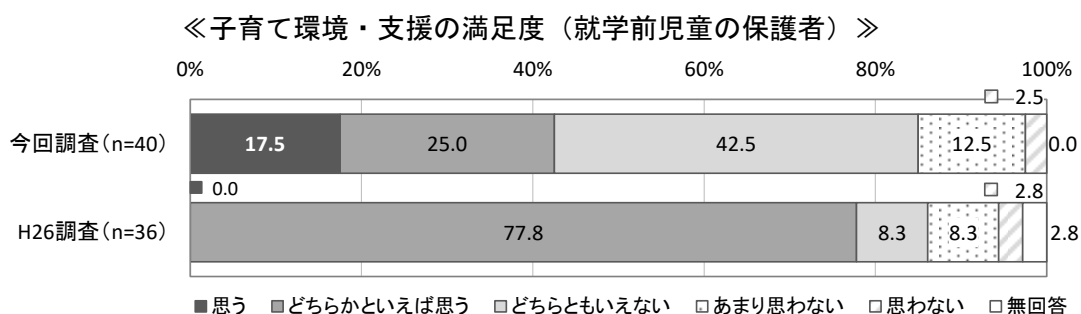
H26調査と比べると、「保育サービスを充実してほしい」が17.8ポイント増加している一方、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が43.1ポイント、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」が20.3ポイントそれぞれ減少しています。



## (11) 子育て環境・支援の満足度

就学前児童の保護者に赤井川村は子育て・教育がしやすいかどうかたずねたところ、「思う」(17.5%)、「どちらかといえば思う」(25.0%)の合計は42.5%で、H26調査の77.8%を大きく下回る結果となっています。

小学生の保護者は、「思う」が32.7%で、H26調査と比べて10.5ポイント増加しているものの、「少し思う」は16.4%で33.6ポイント減少しており、子育て・教育のしやすさは2極化の傾向がみられる状況です。



## 4 子どもの生活実態調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子どもがいる世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、小学校高学年及び中学生の児童・生徒及びその保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。

### ■調査の概要

調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童および小学生を子育て中の世帯の生活実態や保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。</li> </ul>
調査対象	平成31年2月1日現在 赤井川村に在住する小学校高学年及び中学生の児童・生徒とその保護者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校高学年及び中学生の保護者</li> <li>・小学校高学年及び中学生の児童・生徒</li> </ul>
調査期間	平成31年2月～3月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収

### ■調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
保護者向け調査	64	49	0	49	76.6
子ども向け調査	64	49	0	49	76.6
合 計	128	98	0	98	76.6

### 《子どもの生活実態調査における世帯年収分類の表記について》

厚生労働省が公表している相対的貧困率の算出は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を「相対的貧困層」と定義しています。

本調査における保護者向け調査では、回答率を高めるため、世帯年収の回答方法を「記述式の数値」ではなく「100万円を単位とした年収範囲を示す選択肢」から回答する方式としました。そのため、世帯年収の集計結果の中央値である「500～600万円未満」を基準とし、所得階層の分類を下記のとおりとします。

### ■世帯年収と所得階層の分類

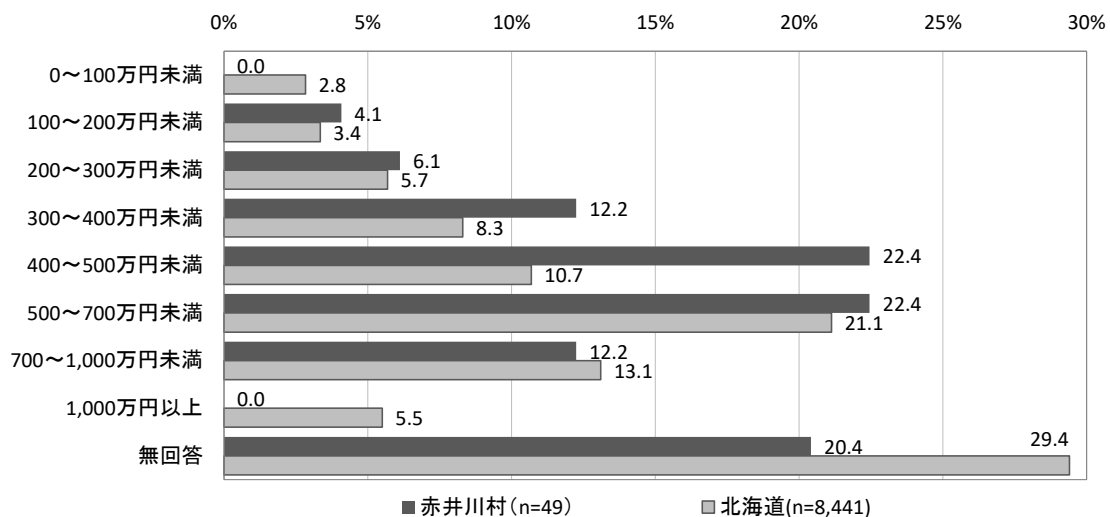
所得階層	世帯年収	所得階層の概要
所得階層Ⅰ	0～400万円未満	世帯年収の中央値未満
所得階層Ⅱ	400万円以上	世帯年収の中央値以上



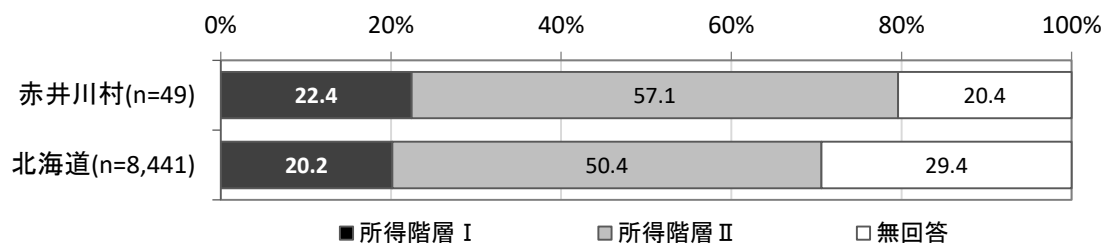
## (1) 世帯年収

世帯年収を北海道との比較でみると、赤井川村は「300～400万円未満」（12.2%）、「400～500万円未満」（22.4%）が北海道を上回っている一方、「0～100万円未満」「1,000万円以上」が0.0%で北海道を下回っており、世帯年収の格差は北海道よりも少ないと考えられます。

【世帯年収（赤井川村／北海道との比較）】



【世帯年収（所得階層別）】

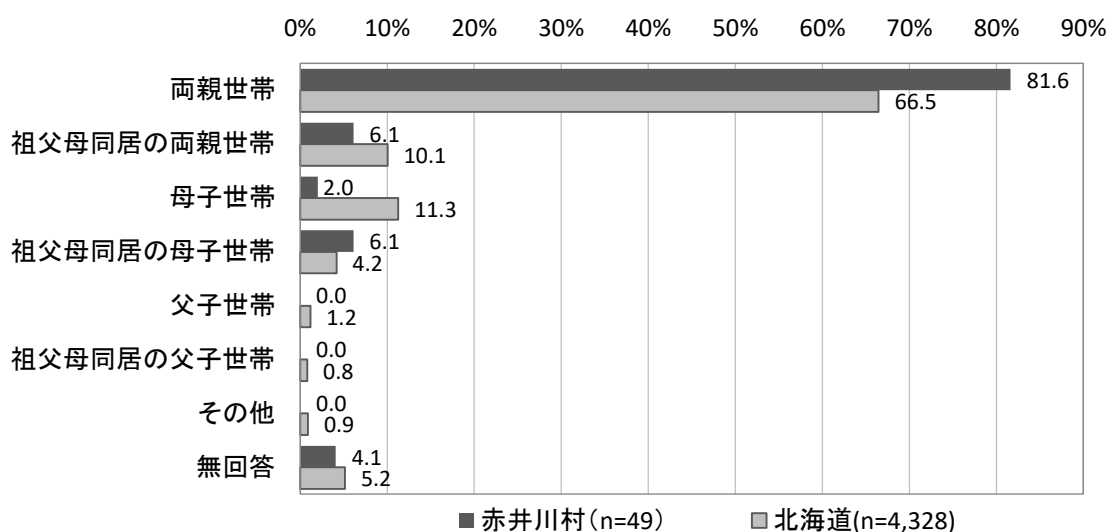


## (2) 家族の形態

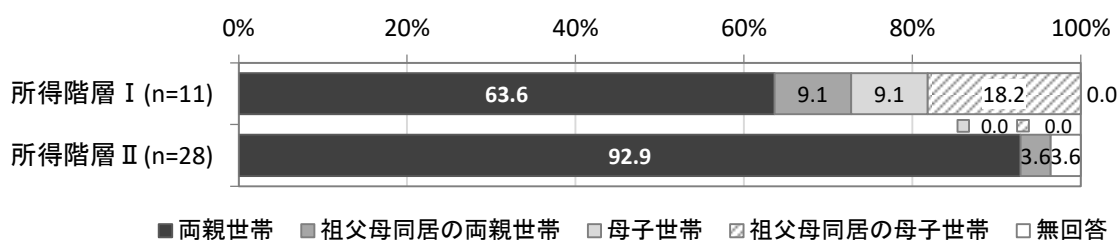
家族の形態は「両親世帯」が81.6%を占め、次いで「祖父母同居の両親世帯」「祖父母同居の母子世帯」がともに6.1%で続いています。北海道と比べて赤井川村は「両親世帯」が15.1ポイント多く、「祖父母同居の両親世帯」「母子世帯」が少ない状況です。

所得階層別にみると、所得階層Ⅱは「両親世帯」が92.9%を占めていますが、所得階層Ⅰは「両親世帯」が63.6%と少なくなり、「母子世帯」及び「祖父母同居の母子世帯」が合計で27.3%と多くなっています。

【家族の形態（赤井川村／北海道との比較）】



【家族の形態（所得階層別）】

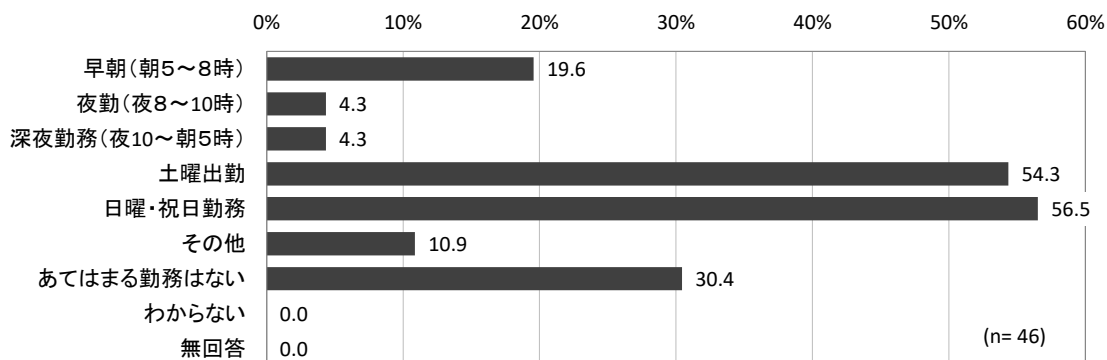


### (3) 母親の勤務形態

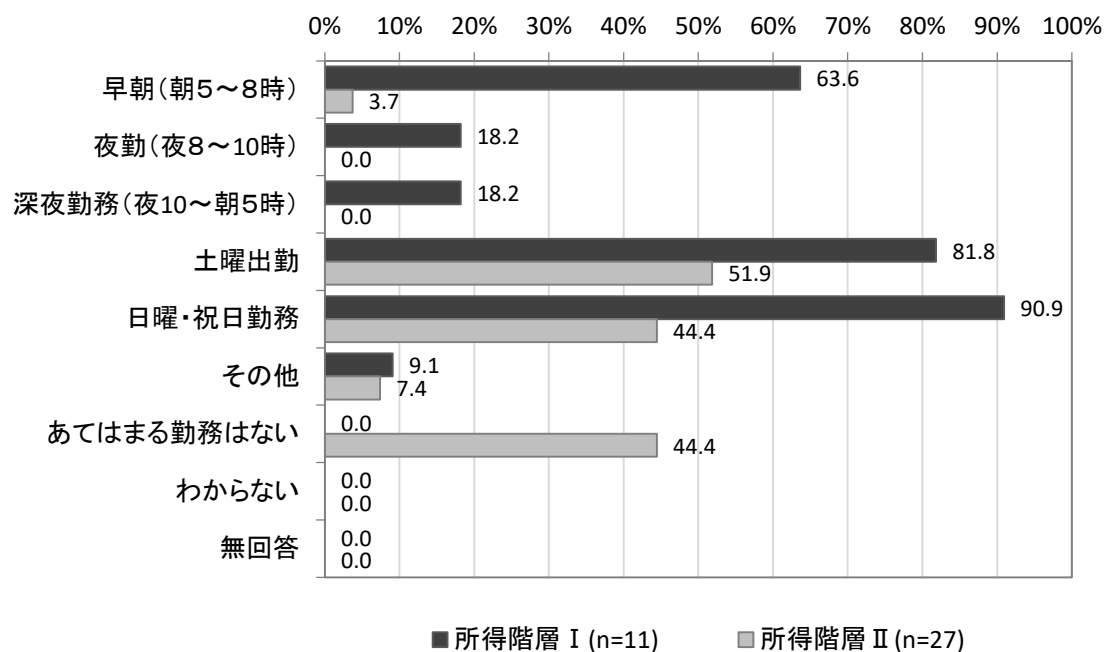
母親の勤務形態は「土曜出勤」及び「日曜・祝日勤務」の割合が多い状況です。

所得階層別でみると、所得階層Ⅰの方が所得階層Ⅱに比べて「早朝」「土曜出勤」「日曜・祝日勤務」が多くなっています。特に、「土曜出勤」「日曜・祝日勤務」は80%を超えています。

【母親の勤務形態】



【母親の勤務形態（所得階層別）】

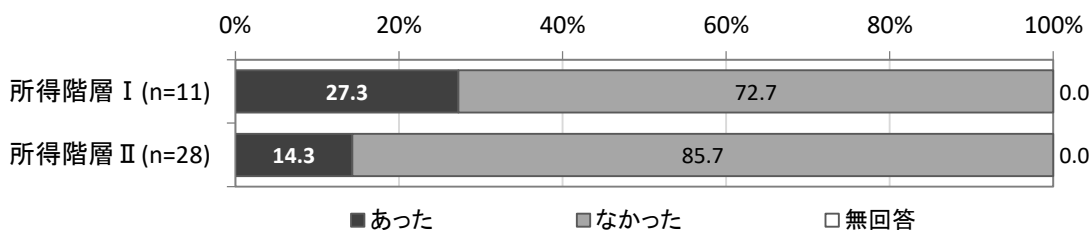


#### (4) 子どもの受診抑制

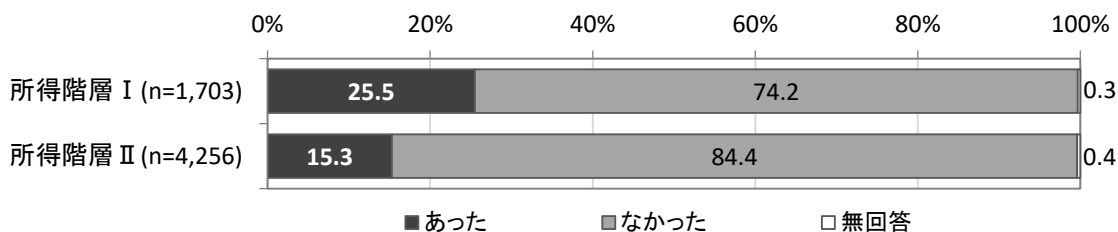
所得階層Ⅰは、子どもに病院や歯科医を受診させなかったことが「あった」が27.3%で所得階層Ⅱよりも多く、北海道との大きな差異はみられない状況です。

子どもに病院や歯科医を受診させなかった理由は「仕事で連れて行く時間がなかった」が77.8%で最も多く、北海道の40.5%を大きく上回っています。

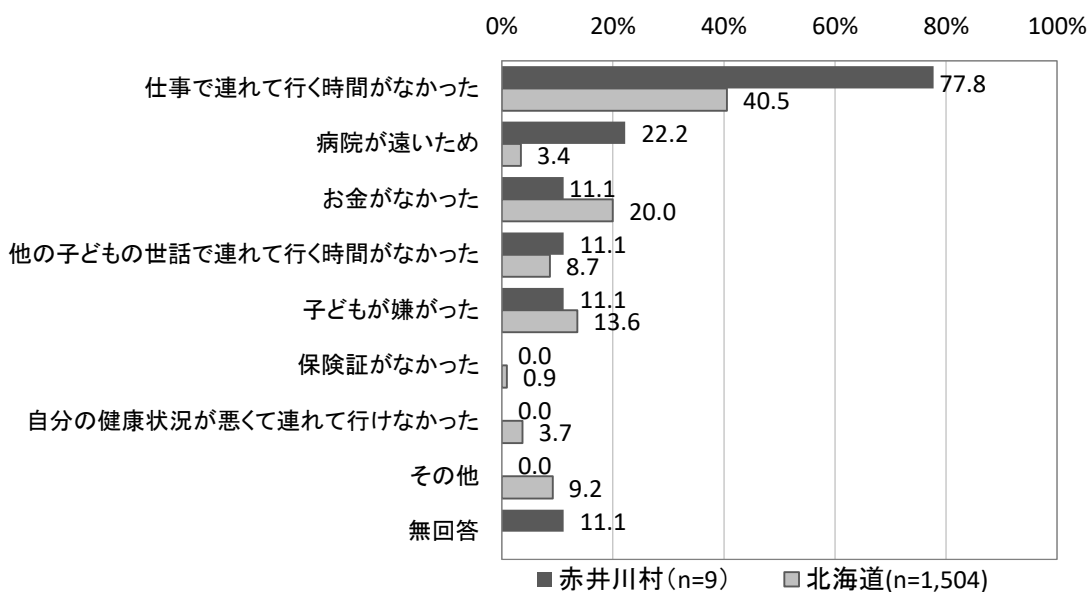
【過去1年間にお子さんを病院や歯医者を受診させなかったことの有無（赤井川村／所得階層別）】



【過去1年間にお子さんを病院や歯医者を受診させなかったことの有無（北海道／所得階層別）】



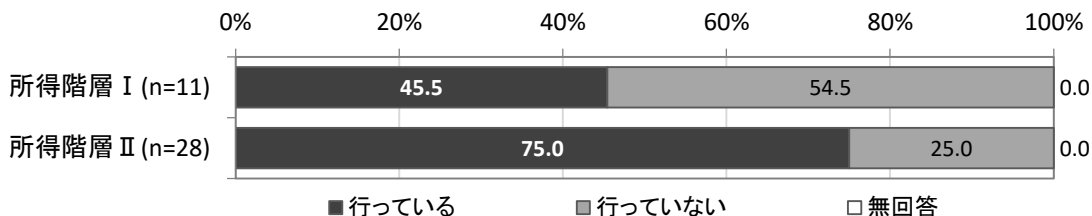
【子どもに病院や歯科医を受診させなかった理由】



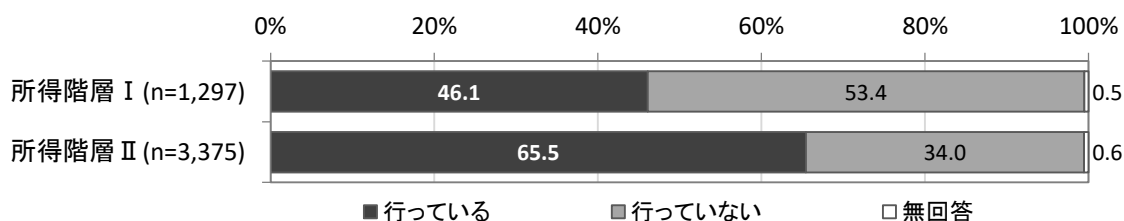
## (5) 塾や習い事の状況

塾や習い事に「行っている」を所得階層別で見ると、所得階層Ⅱは75.0%で所得階層Ⅰよりも多くなっています。また、塾や習い事に「行っている」を北海道と比較すると、所得階層Ⅰはほぼ同じ割合ですが、所得階層Ⅱは赤井川村の方が多くなっています。

【塾や習い事に行っている子どもの割合（赤井川村／所得階層別）】



【塾や習い事に行っている子どもの割合（北海道／所得階層別）】

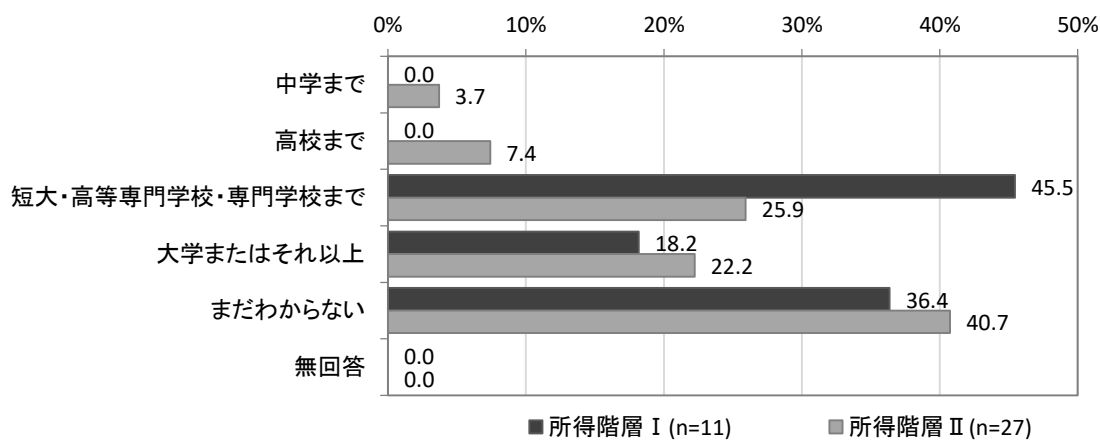


## (6) 自分は将来どの段階まで進学したいか

子どもがどの段階まで進学したいかを所得階層別で見ると、所得階層Ⅰは「短大・高等専門学校・専門学校まで」が45.5%で最も多く、所得階層Ⅱと比べて19.6ポイント高くなっています。

一方、所得階層Ⅱは「まだわからない」が40.7%で最も多く、次いで「短大・高等専門学校・専門学校まで」(25.9%)、「大学またはそれ以上」(22.2%)が続いています。

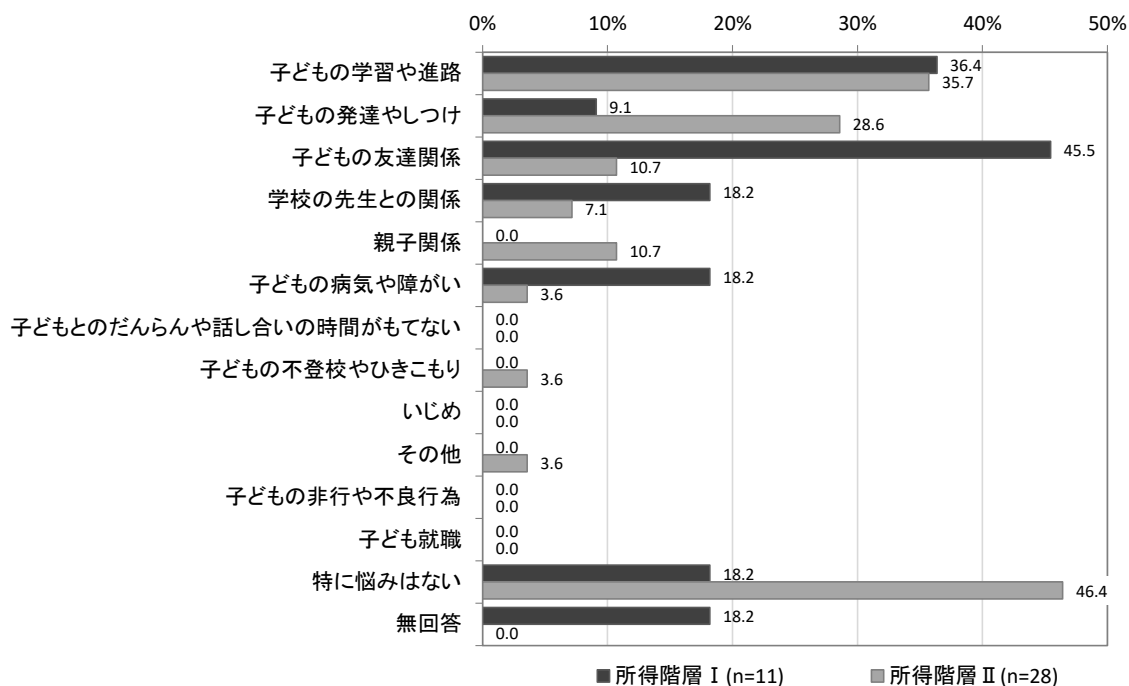
【将来どの段階まで進学したいか（赤井川村）】



## (7) 子どもに関する悩み

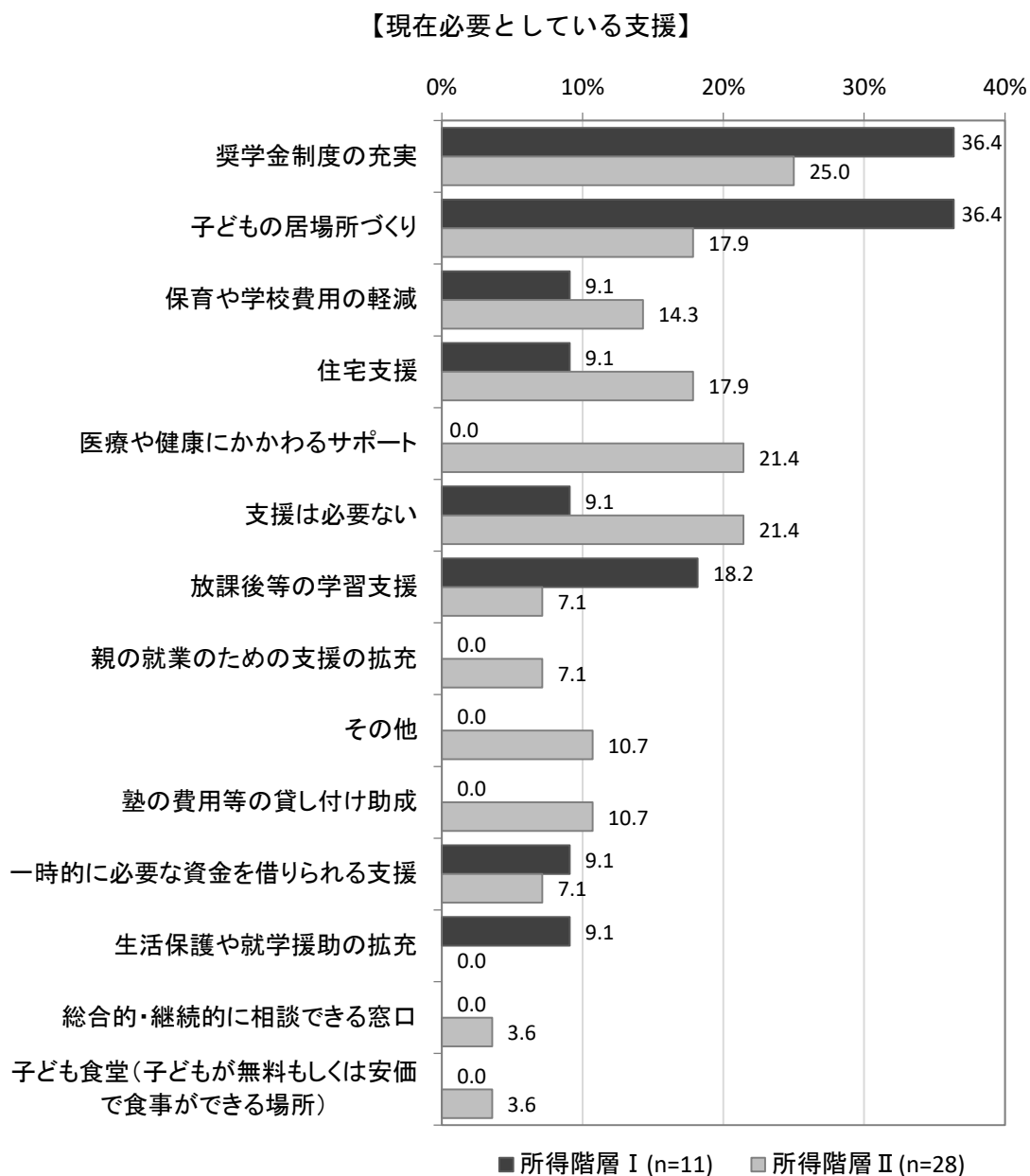
子どもに関する悩みを所得階層別で見ると、所得階層Ⅰは「子どもの友達関係」が45.5%で最も多く、次いで「子どもの学習や進路」が36.4%が続いています。一方、所得階層Ⅱは「子どもの学習や進路」が35.7%で最も多く、次いで「子どもの発達やしつけ」が28.6%が続いています。

【子どもに関する悩み（所得階層別）】



## (8) 保護者が必要としている支援

現在、保護者が必要としている支援を所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「奨学金制度の充実」「子どもの居場所づくり」がともに36.4%で最も多く、次いで「放課後等の学習支援」が18.2%が続いています。



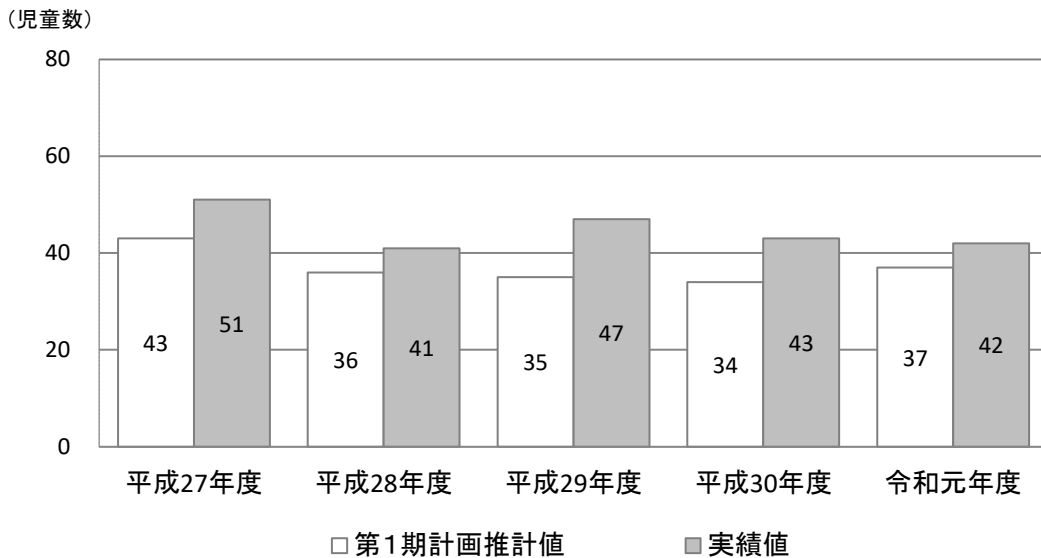
# 第3章 第1期計画の実施状況

## 1 児童数の状況

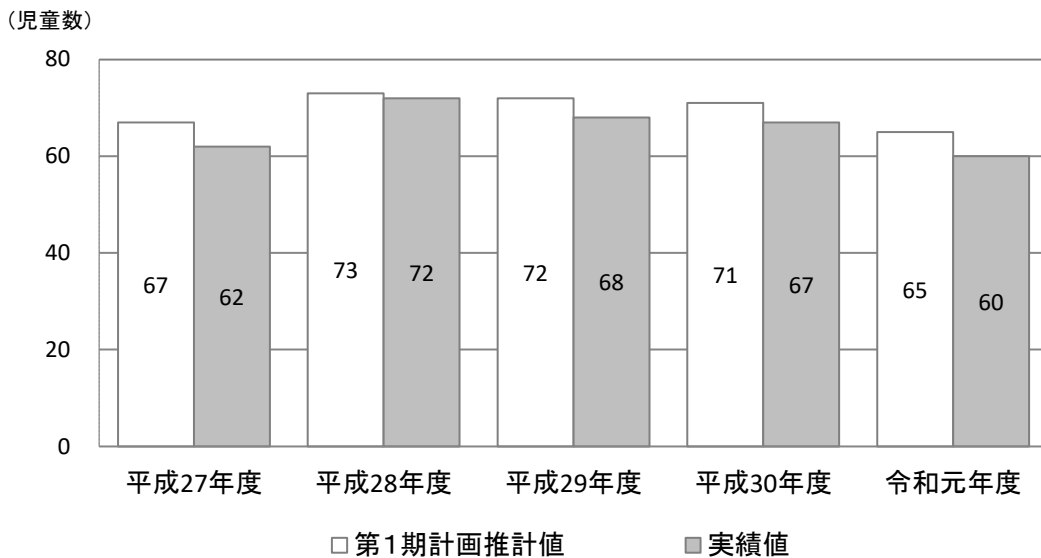
赤井川村子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は平成27年度以降、実績が推計値を上回って推移してきました。

一方、小学生児童は実績が推計値を下回って推移しており、就学前児童との合計で見ると、推計に近い実績の推移となりました。

### ■就学前児童数の推移



### ■小学生児童数の推移







## 2 教育・保育事業の状況

1号認定は平成28年度までは実績がありませんでしたが、平成30年度から赤井川へき地保育所で1号認定としての受け入れを行っており、それまで2号認定としての実績が1号認定に計上されています。1号認定と2号認定の合計で見ると、量の見込みを上回る受け入れ実績で推移してきました。

3号認定は概ね量の見込みと同等の実績での推移となりました。

### (1) 1号認定（3歳以上／教育）

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1
実績			0	0	0	19	20

※実績は各年4月1日現在

### (2) 2号認定（3歳以上／保育）

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	24	16	17	17	18
	確保方策		24	16	17	17	18
実績	入所児童数		28	19	23	2	2
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

### (3) 3号認定（3歳未満／保育）

#### ① 0歳

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1
実績	入所児童数		1	2	2	1	0
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

#### ② 1・2歳

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	11	14	12	10	11
	確保方策		11	14	12	10	11
実績	入所児童数		8	12	10	12	10
	待機児童数		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

#### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本村では健康支援センターを窓口として子育てに関する相談・助言等に対応しているほか、地域支援と併せて取り組んでいるため、利用者支援事業としては実施していません。

##### ■利用者支援事業設置か所数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画（量の見込み）	か所	0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	0

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では「ひよこの会」として健康支援センターで月1回、乳幼児と保護者の交流の場を開設しており、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行っています。

##### ■地域子育て支援拠点事業利用者数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	13	13	12	11	13
	確保方策	13	13	12	11	13
実績		12	14	11	5	-

#### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。計画期間中の実績は概ね量の見込みを上回って推移してきました。

##### ■妊婦健康診査受診券発行者数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	7	6	5	6	7
	確保方策	7	6	5	6	7
実績		12	5	9	10	-



#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

量の見込みを上回る出生数の年がありましたが、乳児家庭への訪問に対応しています。

##### ■新生児訪問事業の訪問件数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	7	5	5	6	7
	確保方策		7	5	5	6	7
実 績			7	11	2	9	-

#### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

平成27年度以降、養育支援訪問の実績はありませんでした。

##### ■養育支援訪問件数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	件	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	-

#### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

本村では子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

##### ■子育て短期支援事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	-

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

### ■子育て援助活動支援事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	-
	低学年		0	0	0	0	-
	高学年		0	0	0	0	-

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

本村には幼稚園がないため、幼稚園型の一時預かりの実績はありませんでしたが、村独自事業として赤井川村社会福祉協議会により子育てサポート事業（一時預かり事業）が行われています。

### ■一時預かり（幼稚園型）

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	-

### ■一時預かり（幼稚園型以外）

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人日	20	20	20	20	20
	確保方策		20	20	20	20	20
実 績			-	20	26	27	-

## (9) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。本村では時間外保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

### ■延長保育事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	-

## (10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。本村では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

### ■病児保育事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	-

## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本村では平成28年度から放課後子ども教室として実施しており、量の見込みを上回る利用実績となっています。

### ■放課後子ども教室利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
計 画	量の見込み	人	14	15	14	13	10	
			低学年	12	12	10	9	6
			高学年	2	3	4	4	4
	確保方策		14	15	14	13	10	
			低学年	12	12	10	9	6
			高学年	2	3	4	4	4
実 績		0	41	23	26	33		
低学年		0	26	19	18	18		

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

この計画では、これまでの「赤井川村子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方を継承するとともに、事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、次のとおり「第2期赤井川村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を定めます。

#### 基本理念

**地域とともにつくる  
子どもが健やかに成長する村**





## 2 基本目標

---

### 基本目標1 地域における子育ての支援の充実

---

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもとその保護者を支援する様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、令和元年10月1日から開始される子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を行うとともに、教育・保育への取組を進め、地域子ども・子育て支援事業を当村の実情に合わせた形で推進します。

### 基本目標2 母子保健事業の推進

---

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

### 基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

---

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源の連携により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

### 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

---

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、むらづくりに取り組みます。

### 基本目標5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

---

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、児童虐待防止対策の充実や、障がい児施策の充実に取り組み、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの支援を行い、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

### 3 施策の体系

## 地域とともにつくる 子どもが健やかに成長する村

基本目標	施策と主な事業
1 地域における子育ての支援の充実	(1) 保育サービスの充実 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 放課後児童対策の推進 (4) 子育て支援のネットワークづくり (5) 経済的支援の充実
2 母子保健事業の推進	(1) 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 (2) 思春期保健対策の充実 (3) 食育の推進
3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 生きる力を育む学校の教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上
4 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 交通被害からの保護 (2) 犯罪被害からの保護 (3) 良質な住環境の確保 (4) 働き方の見直しなどの啓発 (5) 遊び場づくりの推進
5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児支援等の充実 (4) 外国人幼児等への支援

# 第5章 施策の展開

## 1 地域における子育ての支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組むものです。

### (1) 保育サービスの充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
保育所受け入れ環境の整備	赤井川へき地保育所の充実を図り、保育サービスの提供体制の確保と施設の整備等を行います。また、保育指針等を踏まえ保育士等の研修会への参加、関係機関との積極的な連携・教育を図ります。	保健福祉課
保育サービスに関する積極的な情報提供	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、積極的な情報の提供を行います。	保健福祉課
保育所・小学校の連携	子どもの生活や発達などの情報提供や連携を図ります。	保健福祉課 教育委員会

### (2) 子育て支援サービスの充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
一時預かり事業	保護者が、就労・病気・私用等で家庭での保育ができなくなった場合にのために、一時預かり事業による一時保育を提供します。	社会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業（ひよこの会）	保育所入所前の親子を対象に、「ひよこの会」として健康支援センターで月1回、乳幼児と保護者の交流の場を開設し、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行います。	保健福祉課

### (3) 放課後児童対策の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
放課後子ども教室	就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童の子育て支援と健全育成を図るため、学校施	教育委員会

	設等を活用した放課後子ども教室を開催します。	
--	------------------------	--

#### (4) 子育て支援のネットワークづくり

取組	取組内容	担当課 実施主体
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	乳幼児を持つ親同士が子育てに関する情報を提供し合い、お互いを支援していきます。「ひよこの会」等を活用しながら、入所前の幼児の親も含めたネットワークづくりを進めていきます。	保健福祉課
子育てに関する意識啓発等の推進	子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。	保健福祉課

#### (5) 経済的支援の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
保育料の助成	赤井川へき地保育所に児童を預ける場合、保育料を2歳から全額助成します。	保健福祉課
乳幼児等の医療費助成	乳幼児から中学生までを対象として、北海道内医療機関への入院・通院、歯科診療、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費の全額助成を行います。	保健福祉課
給食費の助成	小学校・中学校へ通う児童・生徒の給食費を全額助成します。	教育委員会
修学旅行等の費用助成	小学校・中学校へ通う児童・生徒に対し、修学旅行等の旅費の一部を支援します。	教育委員会
部活等支援事業	部活動等を行っている児童・生徒が大会に参加する際の旅費を助成します。	教育委員会
各種検定費用助成	小・中学校へ通う児童・生徒に対し、各種検定試験の受験料の一部を助成します。	教育委員会
各種シートの無料貸与	ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸し出します。	総務課
ゴミ袋の支給	村内居住者が出産した場合、20ℓのゴミ袋を200枚支給します。	保健福祉課
バス定期券購入費助成	地域生活バスを利用して通学をしているものに対し、バス定期券の購入に要した費用の2分の1を助成します。	総務課 教育委員会

## 2 母子保健事業の推進

親が安心して子どもを産み、また子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き活きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。また、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親作りとなる基盤の構築に取り組みます。

### (1) 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
乳児家庭全戸訪問事業	<p>新生児訪問等を利用し、産後の母子の健康、育成および育児環境の状況を早期に把握し、健康問題を有するケースに対しては適切な指導助言を行います。</p> <p>また、閉じこもり等母子の孤立化および育児不安等により発生する児童虐待の予防を図ります。必要に応じて養育支援訪問事業を行います。</p>	保健福祉課
乳幼児健康診査、保健指導等の充実	<p>妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう各種健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め早期治療を促すとともに発育発達確認を行います。また、健診時等を利用して保健指導や食事指導等に取り組みます。子どもや母親の健康確保のための各種健診や、ニーズに対応した細かなサービス提供に努めます。</p>	保健福祉課
予防接種の実施	<p>感染症の予防のため予防接種法の規定に従い、定期予防接種を実施します。</p>	保健福祉課
訪問指導の充実	<p>妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう訪問指導を実施します。</p>	保健福祉課
乳幼児健康相談の充実	<p>「親子相談」として、心身の発育発達の確認、育児相談やむし歯予防、離乳食に関する相談等を行います。また、母子に関する相談は、健康支援センターで随時行い、正しい知識の普及や育児不安の解消を図ります。</p>	保健福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	<p>子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。</p>	保健福祉課

## (2) 思春期保健対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
性に関する正しい知識の普及	中学校との連携を図り、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識を深め、適切な行動を取れるように支援します。	教育委員会
喫煙に関する教育	学校保健との連携を図り、喫煙が健康に与える影響についての知識の普及および適切な行動がとれるように支援します。 幼児期から健康への影響を教育し、喫煙率の低下をめざし実施に努めます。	教育委員会
薬物、ネット依存等に関する教育	薬物やネット依存等の心身への悪影響に関する知識の普及を行います。	教育委員会
学童期・思春期の心の問題における相談体制の充実	小学生・中学生・父母・教職員を対象として、いじめや登校拒否、教育上の悩みや問題等、心の健康についての正しい理解と対応について資料等を活用した学習や研修を実施し内容の充実を図る中で、学童・生徒の豊かな人間性を育てることを支援します。	教育委員会

## (3) 食育の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食事、生活リズム等に関する学習の機会や情報提供に努めます。 放課後子ども教室等において料理作りを行い、子どもが友達と一緒に食事を楽しみながらとることができるよう取り組みます。 各学校における給食指導などを通じて、食物に関する理解や感謝の気持ちを深めます。	保健福祉課 教育委員会

### 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワーク化により、子どもを産み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

#### (1) 次代の親の育成

取組	取組内容	担当課 実施主体
子どもを産み育てることの意義に関する教育など	学校との連携を図り、子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを産み育てることの意義を啓発します。広報紙等により、若い世代の住民に広報啓発を進めていきます。	保健福祉課

#### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

取組	取組内容	担当課 実施主体
講師などを招いての学校教育の活性化	産業、文化、伝統等を教科書とは異なった視点から地域を学ぶ機会を設けます。そのため各分野の講師を村内外から招いて学び、体験できるような組織づくりを推進します。	教育委員会
地域との連携による多様な体験活動の推進	青少年の学習機会の拡充を図り自然とのふれあいを求める事業を実施します。	教育委員会
少年の健全育成	学校教育施設、社会教育施設、地域の自然環境等を積極的に活用した活動の場により、自主的な活動を促し、少年の健全育成を図ります。	教育委員会
コミュニティスクールの導入・推進	地域との交流や施設の開放、学校経営に関する評価の実施・公表等を通じ、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入を推進します。	教育委員会
国際交流の推進	オーストラリアのメルボルンにあるストラスマア校との国際交流を核とし、ALTを活用した英語教育等を通じた国際交流を推進します。	教育委員会
スポーツ環境の充実	スポーツを通じて、健康増進と体力向上が図られるようスポーツ推進委員や各種目指導者と協力し運動習慣の定着に努めます。	教育委員会
子どもの健全育成に向けた関係機関との連携	子どもの不登校、ひきこもり、登校渋り等が発生した場合、その状況に応じて適切な対応を図るた	教育委員会 保健福祉課

	め、外部機関とネットワーク構築を図ります。	
--	-----------------------	--

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

取組	取組内容	担当課 実施主体
保護者の学びの支援	子育て講座など保護者の学びの機会を提供し、子育てに関する知識の習得を促進します。	保健福祉課
相談体制の充実	子育てに関して悩む保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。	保健福祉課

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、のびのびと活動ができる空間を整備します。

さらに子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済む、むらづくりに取り組みます。

### (1) 交通被害からの保護

取組	取組内容	担当課 実施主体
交通安全施設整備	必要に応じ、歩道の段差解消等整備の要請をします。	総務課
交通安全推進活動の充実	交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動期間やイベントでの啓発活動を実施します。	総務課 建設課
通学路安全推進会議の開催	村内の通学路について、児童生徒が安心して通学できるよう、委員が合同で現地調査等を実施します。	教育委員会 建設課
ヘルメット着用の推進	自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用推進を図ります。	教育委員会

### (2) 犯罪被害からの保護

取組	取組内容	担当課 実施主体
登下校時の防犯対策の推進	児童・生徒の登下校時における防犯対策に向けて、国が推進する登下校防犯プランの内容に則し、地域における連携の強化や不審者情報等の共有及び迅速な対応を行います。	教育委員会



取組	取組内容	担当課 実施主体
犯罪等に関する 情報提供の推進	広報あかいがわや防災無線等を用いて、防犯に関する情報提供を継続します。また、余市警察署等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。	総務課
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	学校付近や通学路等におけるPTAや、警察等による子どもたちへの目配りと関係機関・団体との情報交換を積極的に行います。	教育委員会
「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の推進	子どもが不審者から声をかけられたり、犯罪や虐待に遭ったときの避難場所としての「子ども110番の家」等のボランティア支援の継続を行います。	保健福祉課 教育委員会

### (3) 良質な住環境の確保

取組	取組内容	担当課 実施主体
住宅環境情報提供	村内の住宅取得に関する情報提供を行います。	建設課 総務課
公営住宅建て替え	公営住宅建て替え及び改修時に居住水準の向上を図り、子育て世代が利用しやすくなるよう努めます。	建設課
住宅取得への支援	移住・定住支援事業を通じて、住宅建設資金の支援を行います。	建設課

### (4) 働き方の見直しなどの啓発

取組	取組内容	担当課 実施主体
男女共同参画の周知・啓発	男女共同参画社会を推進するため、国や道より啓発物があった際には、掲示や配布をするなど、啓発運動に取り組みます。	総務課
子育てを支える制度等の周知	平成29年に施行された改正育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発を図ります。	産業課
ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。	総務課

### (5) 遊び場づくりの推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
自然環境を活かした遊	児童の健全育成と体験の場を充実させるため、赤	産業課

び場づくり	井川村の豊かな自然を生かした公園施設等、児童の遊び場づくりを検討します。	
室内の遊び場づくり	土日祝日に利用できる室内の遊び場として赤井川村体育館や生活改善センターの活用を検討します。	保健福祉課 教育委員会

## 5 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、児童虐待防止対策の充実や、障がい児施策の充実に取り組み、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの支援を行い、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
要保護児童対策協議会の推進	学校、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等と連携し単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組をめざします。実務担当者における学習・研修会などへの参加や、連携を図ります。	保健福祉課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	健康支援センターの相談窓口を児童虐待の一元的な窓口として位置付け、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行い、子ども家庭総合支援拠点としての機能を提供します。	保健福祉課
親と子の心の健康づくり	母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の充実を図ります。	保健福祉課
主任児童委員による児童の健全育成、児童虐待防止活動の推進	主任児童委員の研修会への積極的参加、学校訪問の実施等を行い、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって推進します。	保健福祉課

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

取組	取組内容	担当課 実施主体
ひとり親家庭等に対する各種支援の充実	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の増進に努めます。	保健福祉課
相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、施策・取組についての情報提供を行います。	保健福祉課



### (3) 障がい児支援等の充実

取組	取組内容	担当課 実施主体
早期療育の充実	心身の発達の遅れが心配される乳幼児を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障がいの軽減を図り、二次的な障がいの発生を予防します。	保健福祉課
保育所での受け入れ対応の推進	障がいをもつ児童を保育所で受け入れるための体制づくりに努めます。	保健福祉課
特別支援教育の推進	障がいをもつ児童生徒が特別支援教育を受けられるように、障がいの判断や助言、保護者等への相談支援、学校への支援など、学校や関係機関と連携協力を進めます。 また、保護者や関係者をはじめ、地域住民に対し特別支援教育についての理解を深めるための啓発活動を行います。	保健福祉課 教育委員会
児童発達支援	近隣自治体と連携し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	保健福祉課
医療型児童発達支援	近隣自治体と連携し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。	保健福祉課
放課後等デイサービス	近隣自治体と連携し、放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。	保健福祉課
保育所等訪問支援	近隣自治体と連携し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	保健福祉課
障がい児相談支援	近隣自治体と連携し、障がいのある児童が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	保健福祉課

### (4) 外国人幼児等への支援

取組	取組内容	担当課 実施主体
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などが円滑に保育所や子育て支援サービス等を利用できるよう、外国人幼児及びその保護者に対して相談対応などの支援を行います。	保健福祉課

# 第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

## 1 子ども・子育て支援サービスの全体像

### (1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

### (2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うことができる制度となっています。

#### 〈子ども・子育て支援新制度の概要〉

子ども・子育て支援給付	<b>子どものための教育・保育給付</b>	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	<b>子育てのための施設等利用給付</b>	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	
<b>児童手当等交付金</b>		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
養育している者に必要な支援 その他の子ども及び子どもを	<b>地域子ども・子育て支援事業</b>	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
<b>仕事・子育て両立支援事業</b>		

### (3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

### (4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

## (5)「量の見込み」の算出項目

	分類	量の見込み算出項目
教育・保育事業		< 3歳以上 > ・ 1号認定（幼稚園及び認定こども園） ・ 2号認定（保育所及び認定こども園）
		< 3歳未満 > ・ 3号認定[0歳児]（保育所及び認定こども園＋地域型保育） ・ 3号認定[1・2歳児]（保育所及び認定こども園＋地域型保育）
地域子ども・子育て支援事業	アンケート調査結果等から「量の見込み」を算出する項目	時間外保育事業（延長保育事業）
		放課後児童健全育成事業
		子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
		地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）
		一時預かり事業 ・ 一時預かり（幼稚園型） ・ 上記以外の一時的預かり（幼稚園型以外）
		病児保育事業
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	アンケート調査によらず「量の見込み」を算出	利用者支援事業
		妊婦に対する健康診査
		乳幼児家庭全戸訪問事業
		養育支援訪問事業
	「量の見込み」の算出の必要なし	実費徴収に係る補足給付事業
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

赤井川村においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

### （1）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	赤井川村全域	提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、赤井川村内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### （2）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業種別	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	赤井川村全域	提供体制、人口規模、利用状況等を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、赤井川村内全域とします。
②地域子育て支援拠点事業		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		



### 3 児童人口の推計値

計画期間の児童人口の推計に当たっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童及び小学生児童ともに概ね減少する見込みとなっています。

#### ■就学前児童数の推計値

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	7	7	7	7	7	6
1歳	2	7	6	6	6	6
2歳	11	2	7	6	6	6
3歳	8	9	2	7	6	6
4歳	5	8	9	2	7	6
5歳	9	5	8	9	2	7
合計	42	38	39	37	34	37

※住民基本台帳人口（平成26～31年各年4月1日現在）に基づき、コーホート変化率法による推計

#### ■小学生児童数の推計値

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
6歳	6	9	5	8	9	2
7歳	8	6	9	5	8	9
8歳	6	8	7	9	5	9
9歳	15	6	8	7	9	5
10歳	14	15	6	8	7	9
11歳	11	14	15	6	8	7
合計	60	58	50	43	46	41

※住民基本台帳人口（平成26～31年各年4月1日現在）に基づき、コーホート変化率法による推計

## 4 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 1号認定および2号認定（3歳以上）

#### ① 1号認定（3歳以上／保育の必要性なし）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

#### ② 2号認定（3歳以上／保育の必要性あり）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	20	17	16	13	17
確保方策		20	17	16	13	17

#### ■ 1号認定および2号認定の確保方策の考え方

量の見込みは赤井川へき地保育所の利用定員で確保できるため、現状通り赤井川へき地保育所への受け入れを確保方策とします。

幼稚園の利用を希望する世帯には近隣自治体との受け入れ調整を行います。

### (2) 3号認定（3歳未満）

#### ① 3号認定（0歳／保育の必要性あり）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

#### ② 3号認定（1・2歳／保育の必要性あり）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	8	12	11	11	11
確保方策		8	12	11	11	11

#### ■ 3号認定の確保方策の考え方

赤井川へき地保育所で満2歳からの受け入れを行っており、利用定員で確保できるため、現状通り赤井川へき地保育所への受け入れを確保方策とします。

0～1歳の定期的な受け入れは赤井川へき地保育所では行っていませんが、赤井川村社会福祉協議会で実施している子育てサポート事業で必要に応じて対応するほか、近隣自治体との受け入れ調整を行います。



## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■利用者支援事業の実施箇所数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0
確保方策	箇所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0

#### ■確保方策の考え方

本村では利用者支援事業としては実施せず、健康支援センターを一元的な窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組んでいきます。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では「ひよこの会」として健康支援センターで月1回、乳幼児と保護者の交流の場を開設しており、子育て相談、子育て情報提供、各種講習会などを行っています。

#### ■地域子育て支援拠点事業の延べ利用組数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人回/月	7	9	8	8	8
確保方策		7	9	8	8	8

#### ■確保方策の考え方

今後も「ひよこの会」を引き続き開設し、乳幼児と保護者の交流を図るとともに、子育て相談等への対応を行います。

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本村では北海道内の医療機関に委託して実施しています。道外での健診受診は、別途申請により公費負担しています。

#### ■妊婦健康診査の受診券発行者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	7	7	7	7	6
確保方策		7	7	7	7	6

#### ■妊婦健康診査の健診回数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	回	98	98	98	98	84
確保方策		98	98	98	98	84

#### ■確保方策の考え方

これまでの健診実績は計画期間内の量の見込みを上回っているため、今後も現状の実施体制を維持し、妊婦健診を必要としている方への対応を行います。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

本村では新生児訪問事業として実施しています。

#### ■新生児訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	7	7	7	7	6
確保方策		7	7	7	7	6

#### ■確保方策の考え方

これまでの訪問実績は計画期間内の量の見込みを上回っているため、今後も現状の実施体制を維持し、新生児への訪問を実施します。

## (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

正式な事業名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」となっており、量の見込みは養育支援訪問事業の訪問人数としています。

### ■養育支援訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

### ■確保方策の考え方

これまで養育支援訪問の実績はなく、計画期間内においても養育支援訪問はないと見込んでいます。今後、新生児訪問事業等により養育支援が必要となる世帯がある場合には、保健師が訪問対応を行います。

要保護児童等への対応は、必要に応じて要保護児童対策地域協議会の各会議等を開催し、関係機関との情報の共有を行うとともに、適切な対応を行います。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

本村では子育て短期支援事業を実施していません。

### ■子育て短期支援事業の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

### ■確保方策の考え方

本村には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はないと見込んでいますが、本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本村では子育て短期支援事業を実施していません。

### ■子育て援助活動支援事業の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0

### ■確保方策の考え方

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て援助活動支援事業の利用はないと見込んでいますが、小学生児童の放課後の居場所を確保する必要がある場合には、放課後子ども教室での受け入れを行うこととします。

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

本村には幼稚園がないため、幼稚園型の一時的預かりは実施していませんが、赤井川村社会福祉協議会において子育てサポート事業を実施しています。

### ■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

### ■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	63	65	62	57	62
確保方策		63	65	62	57	62

### ■確保方策の考え方

赤井川村社会福祉協議会で実施している子育てサポート事業による受け入れを確保方策とします。

## (9) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。本村では時間外保育事業を実施していません。

### ■時間外保育事業の実利用者数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
確保方策		0	0	0	0	0

### ■確保方策の考え方

現在は勤務可能な保育士等の確保が困難な実情から、開所時間の延長は行っていません。量の見込み推計では時間外保育を希望する保護者が出ているため、計画期間内において時間外保育事業の実施可否の検討を進めていくこととします。

## (10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。本村では病児保育事業を実施していません。

### ■病児保育事業の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	32	33	31	29	31
確保方策		0	0	0	0	0

### ■確保方策の考え方

量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズが出ていますが、本村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。



## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本村では平成28年度から放課後子ども教室として実施しています。

### ■放課後児童健全育成事業の利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	32	30	29	31	25
1年生		8	5	8	9	2
2年生		4	7	4	7	8
3年生		7	4	6	4	6
4年生		5	7	4	6	4
5年生		5	3	4	2	3
6年生		3	4	3	3	2
確保方策	人	32	30	29	31	25

### ■確保方策の考え方

量の見込みは放課後子ども教室の利用定員で確保できるため、現状通り放課後子ども教室への受け入れを確保方策とします。

## (12) 実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進とその他の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

## 6 教育・保育の一体的提供の推進

---

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

---

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。本村の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設としては、「赤井川へき地保育所」のみであるため、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

将来的な保育所または認定こども園への移行については、認可施設となるため現在のところ実施予定はありません。但し、教育・保育の量の見込みや財政状況等を十分考慮し、その必要性が認知される場合には取組を進めるものとします。また、国および道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

### (2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

---

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とする子どもに対しては、赤井川村障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

---

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### (4) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

---

地域型保育事業を利用する子どもが、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図ります。

## **(5) 保育所と小学校等との連携の推進**

---

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

# **7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施**

---

## **(1) 適切な給付の推進**

---

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は償還払いを基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

## **(2) 都道府県との連携の方策**

---

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応が行います。

# 第7章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

### (2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

### (3) 村民および企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

## 2 計画の点検・評価・改善

### (1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、赤井川村保健福祉推進会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、赤井川村保健福祉推進会議で協議のうえ見直しを行うことができることとします。

### (2) 計画の公表、村民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。